



Kyushu FG

九州フィナンシャルグループ

証券コード：7180

# 第8期

## 定時株主総会招集ご通知



### 日時

2023年6月16日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）



### 場所

肥後銀行 本店 2階大会議室  
熊本県熊本市中央区練兵町1番地

第8期定時株主総会会場は熊本市となっております。  
末尾の総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違えのない  
ようご注意ください。

中継会場を鹿児島市に設けております。  
後記の「中継会場ご案内図」をご参照ください。



「スマート行使」と「ネットで招集」で  
議決権行使が簡単・便利に  
パソコン・スマートフォン・タブレット  
端末からもご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/7180/>



株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました  
お土産につきましては、今回からとりやめさせてい  
ただいております。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



# 九州フィナンシャルグループ

九州とともに、豊かな未来へ。

## 私たちの存在意義

私たちは、お客様や地域の皆様とともに、  
お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を育て、守り、引き継ぐことで、  
地域の未来を創造していく為に存在しています

## 私たちの共創ビジョン～2030年度を見据えて～

お客様、地域、社員とともに、  
より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化

## グループ経営理念

1. お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。
2. 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。
3. 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

## 株主の皆様へ



代表取締役社長  
笠原 慶久

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2022年度の国内経済は、急激な円安などによるエネルギー価格や原材料価格の急騰で物価は上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴う経済活動の再開が本格化し、緩やかに回復しました。また、私たちの地元である中・南九州においても、個人消費や観光関連が緩やかに持ち直し、電子デバイス関連産業を中心とした設備投資が高水準で推移するなど、全体として緩やかに回復しております。

このような中、当社グループは、第3次グループ中期経営計画「改革」の総仕上げの年を迎えました。2030年度までの長期的なビジョンとして掲げる「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化」の実現に向けて、自ら発想し動ける人材の確保と育成に努めるとともに、着実に“改革”を推し進め、金融の枠を超えた新たな価値を創出してまいります。

地方銀行は地域とともにあり、持続的な地域社会の実現に貢献することが私たちの使命と考えております。そのためにも、グループ役職員一丸となって、お客様や地域の皆様とともに、地域の未来を創造してまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2023年5月

### 目次

第8期定時株主総会招集ご通知	2頁
株主総会参考書類	
【会社提案】	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	9頁
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	17頁
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	21頁
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件	24頁
【株主提案】	
第5号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件	30頁
事業報告	32頁
連結計算書類及び計算書類	～
監査報告	

2023年5月29日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月19日)

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市金生町6番6号  
(上記は登記上の所在地であり本社業務は下記で行っています)

熊本県熊本市西区春日1丁目12番3号

**株式会社九州フィナンシャルグループ**

代表取締役社長 **笠原 慶久**

## 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/P R情報」 を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を事前行使いただくことができます。

また、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様がご覧いただけるよう、インターネットでの同時中継を行いますので、併せてご活用くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1</b>	<b>日時</b>	2023年6月16日(金曜日) 午前10時
<b>2</b>	<b>場所</b>	肥後銀行 本店 2階大会議室 熊本県熊本市中央区練兵町1番地
会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。 (子会社である肥後銀行の本店所在地で開催いたします。)		
【鹿児島中継会場について】 中継会場を鹿児島市に設けております。詳細は後記の「中継会場ご案内図」をご参照ください。		
<b>3</b>	<b>目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第8期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第8期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>【会社提案】</p> <p>第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件</p> <p>【株主提案】</p> <p>第5号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件</p>

以上

※ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

①事業報告の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、業務の適正を確保する体制、特定完全子会社に関する事項、会計参与に関する事項、剰余金の配当等の決定に関する方針、その他

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、上記①から③までの事項です。会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の連結計算書類及び計算書類のほか、上記②及び③の事項です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

鹿児島市の  
中継会場に  
ご来場の  
株主様へ

※ 鹿児島市の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。

※ 中継会場にご来場の場合は、書面又はインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書及び  
インターネット等による  
議決権行使についての  
ご案内は4～5頁を  
ご覧ください。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会に  
出席される  
場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時**

**2023年6月16日（金曜日）午前10時**  
(受付開始予定時刻 午前9時)

**場所**

**肥後銀行 本店/  
熊本市**

郵送で  
議決権を  
行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限**

**2023年6月15日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

インターネット等で  
議決権を  
行使される場合



インターネット等による議決権行使のご案内（5頁）をご参照のうえ、「スマート行使」による方法もしくは議決権行使コード・パスワードをご入力する方法によって、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限**

**2023年6月15日（木曜日）午後5時30分まで**

詳細は5頁をご覧ください

## 書面による議決権行使のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 会社提案 第1～4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

(一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。)

### 株主提案 第5号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

当社取締役会は、第5号議案に反対しております。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使期限：

**2023年6月15日（木曜日）午後5時30分 到着分まで**

※スマート行使に必要なQRコードが記載されております。この裏面には、インターネット等による議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

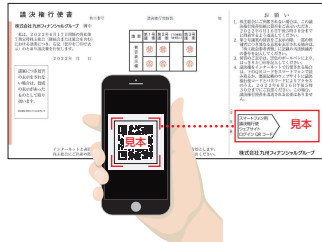
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

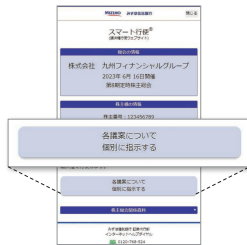
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主提案があるため、一括では賛否をご入力いただけません。各議案について個別に賛否をご入力ください。

「スマート行使」の  
議決権行使は **1回のみ**。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記の方法で再度議決権行使をお願いいたします。



「ネットで招集」からも「スマート行使」にアクセスいただけます。

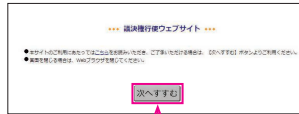
「ネットで招集」の「議決権行使ボタン」を選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。



## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

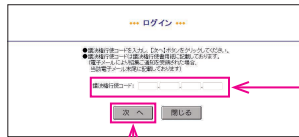
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

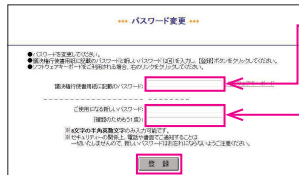
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末・年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

## 事前質問の受付についてのご案内

事前に株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けいたします。  
詳細については以下のとおりです。

**受付期間：2023年5月29日(月)から2023年6月7日(水)まで**

インターネット等による議決権行使の際、議決権行使ウェブサイトのアンケート機能を利用して、事前質問をお送りいただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイトの行使受付完了画面から「アンケートに回答する」ボタンを押して、質問事項をご入力ください。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高く、審議の参考になると当社が判断した事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。

なお、ご質問が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問に対して回答することがお客様、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答は差し控させていただきます。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

※ 受付期間外にいただいたものについては受付ができかねる場合がございますので、受付期間内でのお早目の送信をお願いいたします。



# インターネット中継のご案内

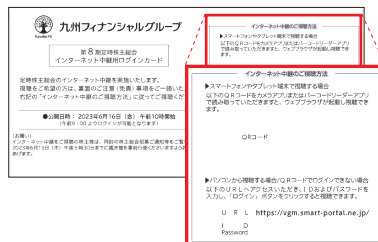


第8期定時株主総会の模様は、お手持のスマートフォン、パソコン等でご視聴いただけます。

## 視聴方法

以下当社ウェブサイトより、「第8期定時株主総会 インターネット中継」のページにアクセスいただき、同封のインターネット中継用ログインカードに従ってご視聴ください。

第8期定時株主総会 インターネット中継  
<https://vgm.smart-portal.ne.jp/>



## 公開日時

2023年6月16日（金曜日）午前10時から

### ！ インターネット中継に係るご注意（免責）事項

- 当日は株主様からの質疑応答も含めて中継を予定しておりますが、ご発言をされる場合にはお名前及び出席席の番号をお申し出ください。
- 会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。視聴される方は株主様に限定されますが、あらかじめご了承ください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kyushu-fg.co.jp/>）上に掲載させていただきます。
- インターネット中継をご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使及びご質問・ご意見を承ることができません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能、セキュリティ設定等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承願います。
- インターネット回線に掛かる費用は株主様のご負担となります。電話回線を用いて視聴される場合、定額制の加入契約をしていない等により、通信事業者から高額な料金請求が来る場合がありますので、特にご注意ください。

なお、議決権については議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによる事前行使が可能です。

▶ 詳細はP.4「議決権行使のご案内」をご参照ください。



## ネットで招集のご案内

株主総会の動画や本招集通知の主要コンテンツを、パソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。  
<https://s.srdb.jp/7180/>



# 配当金について

2023年5月11日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

**1株当たり6円**

2 効力発生日（支払開始日）

**2023年6月1日**

年間配当金

ご参考：**1株当たり12円**

当社は、定款の規定により、2023年5月11日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき6円とし、効力発生日（支払開始日）を2023年6月1日とすることを決議いたしました。

中間配当金として1株につき6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。

なお、2023年度から適用させていただく新たな株主還元方針は、上記開催の取締役会で次のとおり決議しております。

## <株主還元方針>

当社は、安定配当金12円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安とし、業績に応じて弾力的に株主の皆様への利益還元に努めてまいります。また、自己株式の取得についても適時適切な実施を検討してまいります。

【ご参考】2024年3月期の配当予想

中間配当金：1株当たり9円、期末配当金：1株当たり9円、年間合計：1株当たり18円

### 主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き

### 主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

### お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社

### お問い合わせ先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行 証券代行部

【株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル】

TEL：☎0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定しております。

#### <取締役候補者選定の方針>

- 1 取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定方針を以下のとおりとする。
  - (1) 金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通した当社グループ出身の取締役候補者をバランスよく選定する。
  - (2) 前号を踏まえ、グループ経営の観点から特に補完すべき分野の知識、経験、能力に加え、当社が定める独立性判断基準に抵触しない社外取締役候補者を複数名選定する。
- 2 取締役会は、取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。
- 3 取締役会全体における社外取締役の割合及び知識、経験、能力等のバランスは、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループの経営戦略等を踏まえ、取締役会にて都度検討する。

また、社外取締役2名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については23頁をご参照ください）。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	
1	まつ やま すみ ひろ 松 山 澄 寛	取締役会長	再任
2	かさ はら よし ひさ 笠 原 慶 久	取締役社長	再任
3	え どう えい いち 江 藤 英 一	取締役専務執行役員 (担当：経営企画部 広報・IR部 人事・総務部)	再任
4	あか つか のり ひさ 赤 塚 典 久	取締役専務執行役員 (担当：事業戦略部 デジタルイノベーション部)	再任
5	まつ まえ くに あき 松 前 邦 昭	常務執行役員 (担当：CR統括部)	新任
6	た だ り いち ろう 多 田 理一郎	常務執行役員 (担当：監査部)	新任
7	か い たか ひろ 甲 斐 隆 博	取締役	再任
8	かみ むら もと ひろ 上 村 基 宏	取締役	再任
9	わた なべ かつ あき 渡 辺 捷 昭	取締役	再任 社外 独立
10	ね もと ゆう じ 根 本 祐 二	取締役	再任 社外 独立

候補者  
番号

1

まつ やま すみ ひろ  
**松山 澄寛** (1955年6月11日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役会長
- 所有する当社の株式数 95,510株
- 取締役会への出席状況 8/12回 (66.6%)

### ■ 略歴

1978年4月	(株) 鹿児島銀行 入行	2013年6月	同行	取締役副頭取	
2007年6月	同行	取締役総合企画部長兼総合企画部グループ会社統括室長	2019年6月	同行	取締役頭取 (現任)
2008年6月	同行	常務取締役総合企画部長兼総合企画部グループ会社統括室長	2019年6月	当社	取締役会長 (現任)
2011年6月	同行	専務取締役			

### ■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役頭取

#### 【取締役候補者とした理由】

2019年に当社取締役会長に就任後、当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社鹿児島銀行において、2019年から取締役頭取として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

かさ はら よし ひさ  
**笠原 慶久** (1962年1月5日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役社長
- 所有する当社の株式数 143,500株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

### ■ 略歴

2014年4月	みずほ信託銀行 (株) 常務執行役員	2016年6月	当社	取締役	
2015年4月	(株) 肥後銀行 入行 (常務執行役員監査部長)	2018年4月	(株) 肥後銀行	取締役副頭取	
2015年6月	同行	取締役常務執行役員	2018年6月	同行	取締役頭取 (現任)
2016年5月	(株) 鹿児島銀行 取締役	2019年6月	当社	取締役社長 (現任)	

### ■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役頭取

#### 【取締役候補者とした理由】

2019年に当社取締役社長に就任後、当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社肥後銀行において、2018年から取締役頭取として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3

え どう えい いち  
**江藤 英一** (1959年7月31日生)

再任

## ■ 当社における地位及び担当

取締役専務執行役員  
(担当：経営企画部 広報・  
I R部 人事・総務部)  
47,900株  
12/12回 (100%)■ 所有する当社の株式数  
■ 取締役会への出席状況

## ■ 略歴

1983年4月	(株) 肥後銀行入行	2020年6月	当社 取締役常務執行役員 C R 統括部長
2014年6月	同行 執行役員コンプライアンス・リスク 統括部長 (現C R 統括部)	2021年4月	当社 取締役専務執行役員 (現任)
2015年6月	同行 取締役執行役員コンプライアンス・ リスク統括部長 (現C R 統括部)	2021年4月	(株) 肥後銀行 取締役
2015年10月	当社 執行役員コンプライアンス・リスク 統括部長 (現C R 統括部)	2021年4月	九州F G証券(株) 取締役 (現任)
2016年5月	(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員	2021年4月	九州会計サービス(株) 取締役 (現任)
2020年4月	当社 常務執行役員 C R 統括部長	2022年4月	九州デジタルソリューションズ(株) 取締 役 (現任)
		2023年4月	(株)九州みらいCreation 取締役 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

九州F G証券(株) 取締役、九州会計サービス(株) 取締役、九州デジタルソリューションズ(株) 取締役、  
(株)九州みらいCreation 取締役

## 【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来、コンプライアンス・リスク統括部長 (現C R 統括部) としてコンプライアンス体制・統一的リス  
ク管理体制の高度化等に取り組むとともに、2021年からは、取締役専務執行役員として、経営企画、広報・I R、人事・総  
務部門を担当し諸施策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展  
に貢献できると考え、取締役候補者となりました。候補者  
番号

4

あか つか のり ひさ  
**赤塚 典久** (1961年10月3日生)

再任

## ■ 当社における地位及び担当

取締役専務執行役員  
(担当：事業戦略部 デジ  
タルイノベーション部)  
52,140株  
12/12回 (100%)■ 所有する当社の株式数  
■ 取締役会への出席状況

## ■ 略歴

1982年4月	(株) 鹿児島銀行入行	2020年4月	当社 常務執行役員
2015年6月	同行 執行役員システム部長	2020年4月	九州F G証券(株) 取締役 (現任)
2015年10月	当社 執行役員業務・I T 統括部長 (現デ ジタルイノベーション部)	2020年6月	当社 取締役常務執行役員
2016年4月	(株) 鹿児島銀行 取締役システム部長	2021年4月	当社 取締役専務執行役員 (現任)
2018年4月	同行 常務取締役事務統括部長	2022年4月	九州デジタルソリューションズ(株) 取締 役 (現任)
		2023年4月	(株)九州みらいCreation 取締役 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

九州F G証券(株) 取締役、九州デジタルソリューションズ(株) 取締役、(株)九州みらいCreation  
取締役

## 【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来、業務・I T 統括部長 (現デジタルイノベーション部) としてI T 戦略の策定、事務運営の効率化  
等に取り組むとともに、2021年からは、取締役専務執行役員として、事業戦略、デジタルイノベーション部門を担当し諸策  
略の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、  
取締役候補者となりました。

候補者  
番号

5

まつ まえ くに あき  
**松前 邦昭** (1964年10月20日生)

新任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

常務執行役員  
(担当：C R統括部)  
32,700株  
—

## ■ 略歴

1988年 4月	(株) 三和銀行 (現 (株) 三菱UFJ銀行) 入行	2017年 4月	同行	執行役員市場金融部長
2012年 5月	三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司 (現 MUFGバンク (中国) 有限公司) 中国金融市場部長	2018年 4月	同行	取締役市場金融部長
2016年 6月	(株) 鹿児島銀行 市場金融部参事役	2020年 4月	同行	常務取締役経営企画部長
		2021年 4月	同行	常務取締役 (現任)
		2021年 4月	当社	執行役員
		2023年 4月	当社	常務執行役員 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 常務取締役

## 【取締役候補者とした理由】

三菱UFJ銀行において市場部門及び海外部門を歴任し、2016年からは当社グループの鹿児島銀行において、市場部門、経営企画部門、C R部門を担当するとともに2021年からは、当社の執行役員として諸施策の推進に尽力。市場、海外業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

6

た だ り いち ろう  
**多田 理一郎** (1965年5月30日生)

新任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

常務執行役員  
(担当：監査部)  
17,900株  
—

## ■ 略歴

1989年 4月	(株) 肥後銀行入行	2022年 4月	当社	上席執行役員監査部長
2011年 4月	同行 総合企画部東京事務所長	2022年 4月	(株) 肥後銀行	上席執行役員監査部長
2014年 4月	同行 秘書室長	2022年 4月	(株) 鹿児島銀行	上席執行役員監査部長
2018年 4月	同行 理事本州ブロック統括店長兼東京支店長	2023年 4月	当社	常務執行役員 (現任)
2019年 4月	同行 執行役員本州ブロック統括店長兼東京支店長	2023年 4月	(株) 肥後銀行	取締役常務執行役員 (現任)
2021年 4月	当社 執行役員監査部長	2023年 4月	(株) 鹿児島銀行	常務取締役 (現任)
2021年 4月	(株) 肥後銀行 執行役員監査部長			
2021年 4月	(株) 鹿児島銀行 執行役員監査部長			

## ■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員、(株) 鹿児島銀行 常務取締役

## 【取締役候補者とした理由】

当社グループの肥後銀行において東京事務所長、秘書室長、東京支店長を歴任、2021年からは、当社及び鹿児島銀行、肥後銀行の3社兼務の監査部長としてその重責を全う。本部、営業店さらに監査部門における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

7

か い たか ひろ  
**甲斐 隆博** (1951年4月25日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役
- 所有する当社の株式数 160,970株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

1975年4月	(株) 肥後銀行入行	2015年10月	当社 取締役会長
2006年6月	同行 専務取締役	2018年6月	(株) 肥後銀行 取締役会長 (現任)
2008年6月	同行 取締役副頭取	2019年6月	当社 取締役 (現任)
2009年6月	同行 取締役頭取		

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役会長

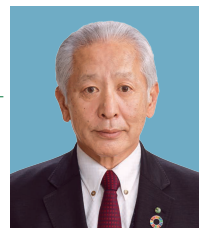
【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来2019年まで、取締役会長として当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社肥後銀行において、2009年から取締役頭取、2018年から取締役会長として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

8

か み むら もと ひろ  
**上村 基宏** (1952年8月18日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役
- 所有する当社の株式数 64,050株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

1975年4月	(株) 鹿児島銀行入行	2015年10月	当社 取締役社長
2004年6月	同行 取締役業務統括部長	2019年6月	(株) 鹿児島銀行 取締役会長 (現任)
2006年6月	同行 常務取締役	2019年6月	当社 取締役 (現任)
2010年6月	同行 取締役頭取		

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役会長

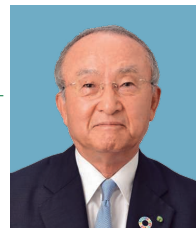
【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来2019年まで、取締役社長として当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社鹿児島銀行において、2010年から取締役頭取、2019年から取締役会長として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。



候補者  
番号

9

わた なべ かつ あき  
**渡辺 捷昭** (1942年2月13日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役  
32,400株  
12/12回 (100%)

独立

## ■ 略歴

1964年4月	トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株))入社	2005年6月	同社 取締役社長
1992年9月	トヨタ自動車(株) 取締役	2009年6月	同社 取締役副会長
1997年6月	同社 常務取締役	2011年6月	同社 相談役
1999年6月	同社 専務取締役	2013年6月	住友電気工業(株) 監査役
2001年6月	同社 取締役副社長	2015年7月	トヨタ自動車(株) 顧問
		2015年10月	当社 取締役(現任)
		2021年6月	住友電気工業(株) 取締役(現任)

## ■ 重要な兼職の状況

住友電気工業(株) 取締役

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者  
番号

10

ね もと ゆう じ  
**根本 祐二** (1954年10月27日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役  
-  
12/12回 (100%)

独立

## ■ 略歴

1978年4月	日本開発銀行(現(株)日本政策投資銀行) 入行	2015年6月	(株)鹿兒島銀行 取締役
2004年4月	同行 地域企画部長	2018年6月	当社 取締役(現任)
2006年4月	東洋大学 経済学部教授(現任)		
2008年4月	同大学 P P P 研究センター長(現任)		

## ■ 重要な兼職の状況

東洋大学 教授

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大学教授として地域政策に携っており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 渡辺捷昭氏及び根本祐二氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡辺捷昭氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ7年9か月となります。  
根本祐二氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ5年となります。
4. 渡辺捷昭氏及び根本祐二氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は渡辺捷昭氏及び根本祐二氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

## 第2号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定しております。

### <監査等委員である取締役候補者選定の方針>

- 1 監査等委員である取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定の方針を以下のとおりとする。  
金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する当社グループ出身の監査等委員である取締役候補者を少なくとも1名以上選定する。
- 2 取締役会は、監査等委員である取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、監査等委員会の同意を得るものとする。

また、社外取締役3名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については23頁をご参照ください）。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

### 【参考】 候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	田 辺 雄 一	取締役監査等委員 <b>再任</b>
2	北ノ園 雅 英	取締役監査等委員 <b>再任</b>
3	田 中 克 郎	取締役監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
4	田 島 優 子	取締役監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
5	鈴 木 伸 弥	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

候補者  
番号

1

た なべ ゆう いち  
**田辺 雄一** (1961年10月11日生)

再任

- 当社における地位及び担当 取締役監査等委員
- 所有する当社の株式数 42,200株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査等委員会への出席状況 13/13回 (100%)

## ■ 略歴

1985年 4月	(株) 肥後銀行 入行	2018年 6月	当社 常勤監査役
2013年 6月	同行 人事部長	2021年 6月	当社 取締役監査等委員 (現任)
2014年 6月	同行 水前寺支店長	2021年 6月	(株) 肥後銀行 取締役監査等委員 (現任)
2016年 3月	同行 理事監査部長	2022年 4月	九州デジタルソリューションズ(株) 監査役 (現任)
2017年 3月	同行 監査役		

## ■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役監査等委員、九州デジタルソリューションズ(株) 監査役

## 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

2017年に当社グループの株式会社肥後銀行において監査役に就任するとともに、2018年からは当社常勤監査役、2021年からは取締役監査等委員を務めており、当社及び当社グループのコンプライアンス体制や事業運営に対する監査を適切に遂行。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

きた の その まさ ひで  
**北ノ園 雅英** (1963年 8月 9日生)

再任

- 当社における地位及び担当 取締役監査等委員
- 所有する当社の株式数 24,300株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査等委員会への出席状況 13/13回 (100%)

## ■ 略歴

1988年 4月	(株) 鹿児島銀行 入行	2018年 4月	同行 執行役員 医業支援部長
2005年 3月	同行 営業支援部主任調査役	2021年 4月	同行 常勤監査役
2009年 8月	同行 末吉支店長	2021年 4月	九州会計サービス(株) 監査役 (現任)
2011年 2月	同行 審査部主任調査役	2021年 6月	当社 取締役監査等委員 (現任)
2011年 6月	同行 審査部企業サポート室長	2021年 6月	(株) 鹿児島銀行 取締役監査等委員 (現任)
2014年 6月	同行 高見馬場支店長	2023年 4月	(株) 九州みらいCreation 監査役 (現任)
2016年 3月	同行 医業支援部長		

## ■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役監査等委員、九州会計サービス(株) 監査役、(株) 九州みらいCreation 監査役

## 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、審査部企業サポート室長、執行役員医業支援部長を歴任し、2021年に常勤監査役に就任。2021年からは、当社取締役監査等委員を務めており、コンプライアンス体制や事業運営に対する監査を適切に遂行。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3

た なか かつ ろう  
**田中 克郎** (1945年6月5日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当 取締役監査等委員 (社外)
- 所有する当社の株式数 32,400株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査等委員会への出席状況 13/13回 (100%)

独立

### ■ 略歴

1970年 4月	弁護士登録 (東京弁護士会)	2012年 6月	(株) 鹿児島銀行 監査役
1990年 10月	TMI 総合法律事務所設立 代表パートナー 一弁護士 (現任)	2013年 6月	(株) アシックス 取締役
2009年 5月	一般社団法人日本商品化権協会 監事	2015年 10月	当社 監査役
2010年 6月	公益財団法人サントリー文化財団 監事 (現任)	2021年 6月	当社 取締役監査等委員・社外 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

TMI 総合法律事務所 代表パートナー弁護士

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者  
番号

4

た しま ゆう こ  
**田島 優子** (1952年7月26日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当 取締役監査等委員 (社外)
- 所有する当社の株式数 8,100株
- 取締役会への出席状況 11/12回 (91.6%)
- 監査等委員会への出席状況 13/13回 (100%)

独立

### ■ 略歴

1979年 4月	東京地検検事	2015年 10月	当社 監査役
1992年 4月	弁護士登録 (東京弁護士会)	2016年 6月	東京海上日動あんしん生命保険 (株) 監 査役 (現任)
2006年 7月	さわやか法律事務所パートナー弁護士 (現任) 明治安田生命保険 (相) 社外取締役	2021年 6月	当社 取締役監査等委員・社外 (現任)
2015年 6月	(株) 千葉銀行 取締役 (現任)		

### ■ 重要な兼職の状況

さわやか法律事務所パートナー弁護士、(株) 千葉銀行 取締役、東京海上日動あんしん生命保険 (株) 監査役

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者  
番号

5

すず き のぶ や  
**鈴木 伸弥** (1955年5月21日生)



新任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況
- 監査等委員会への出席状況

独立

#### ■ 略歴

1979年4月	安田生命保険（相）（現明治安田生命保険（相））入社	2010年4月	同社 常務執行役
1999年4月	同社 山形支店長	2013年7月	同社 取締役会長代表執行役
2004年1月	同社 リスク管理統括部長	2017年6月	(株) ほくほくフィナンシャルグループ 取締役（監査等委員）（現任）
2006年7月	同社 商品部長	2021年4月	明治安田生命保険（相）特別顧問（現任）
2008年7月	同社 執行役商品部長		

#### ■ 重要な兼職の状況

明治安田生命保険（相） 特別顧問、(株) ほくほくフィナンシャルグループ 取締役（監査等委員）

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大手金融機関の経営者及び地域金融機関における監査等委員として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 田中克郎氏、田島優子氏、鈴木伸弥氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 田中克郎氏、田島優子氏の当社社外取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ2年となります。
4. 田中克郎氏、田島優子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 鈴木伸弥氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は田中克郎氏、田島優子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、鈴木伸弥氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

## 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

やま もと ま き こ  
**山本 麻記子** (1971年5月29日生)



社外

独立

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

### ■ 略歴

1995年7月	TMI総合法律事務所入所	2016年6月	スターゼン(株)監査役
2000年10月	弁護士登録	2018年6月	(株)シグマックス(現(株)シグマックス・ホールディングス) 取締役(現任)
2005年9月	シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所(ロンドン)	2019年6月	武蔵精密工業(株)取締役(監査等委員)(現任)
2006年9月	TMI総合法律事務所	2020年2月	福岡弁護士会登録
2012年2月	英国弁護士ソリシタ資格登録		弁護士法人TMIパートナーズ社員 福岡事務所代表(現任)
2012年6月	シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所(ロンドン)	2020年3月	(株)アシックス取締役(現任)
2014年9月	TMI総合法律事務所	2021年9月	サスマド(株)監査役(現任)

### ■ 重要な兼職の状況

弁護士(弁護士法人TMIパートナーズ)、(株)シグマックス・ホールディングス取締役、武蔵精密工業(株)取締役(監査等委員)、(株)アシックス取締役、サスマド(株)監査役

### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会への適切な監督・助言を行っていただけることが期待されると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注)
1. 山本麻記子氏と当社との間で特別の利害関係はありません。
  2. 山本麻記子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  3. 山本麻記子氏の戸籍上の氏名は、安川麻記子であります。
  4. 山本麻記子氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出る予定であります。
  5. 当社は、山本麻記子氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
  6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。山本麻記子氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 【参考】スキルマトリックス

### 【社内取締役】

氏名	地位	知識・経験・能力を有する分野									
		企業経営	営業	市場運用	法律リスク管理	財務会計	地域産業振興	グローバルビジネス	人事人材開発	SDGs ESG	DXテクノロジー
松山 澄寛	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●				●
笠原 慶久	代表取締役社長	●	●				●	●	●	●	●
江藤 英一	取締役 専務執行役員			●	●	●				●	
赤塚 典久	取締役 専務執行役員				●		●				●
松前 邦昭	取締役 常務執行役員			●	●			●			
多田 理一郎	取締役 常務執行役員		●		●		●				
甲斐 隆博	取締役	●	●	●		●	●	●	●		●
上村 基宏	取締役	●	●	●	●	●	●		●		●
田辺 雄一	取締役 (監査等委員)		●		●				●		
北ノ園 雅英	取締役 (監査等委員)		●			●	●				

### 【社外取締役】

氏名	地位	特に期待する分野					
		企業経営	法律リスク管理	地域産業振興	グローバルビジネス	SDGs ESG	DXテクノロジー
渡辺 捷昭	取締役	●	●		●	●	●
根本 祐二	取締役			●		●	●
田中 克郎	取締役 (監査等委員)	●	●		●		
田島 優子	取締役 (監査等委員)	●	●			●	
鈴木 伸弥	取締役 (監査等委員)	●	●			●	



## 当社社外役員の独立性判断基準

- 1 当社又はグループ内会社の業務執行取締役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、又、当社グループが主要株主である会社（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である会社）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと。
- 2 当社又はグループ内会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 3 当社又はグループ内会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 4 当社又はグループ内会社から、一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は寄付等を受取る組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- 5 当社又はグループ内会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはそのグループ内会社の取締役等の役員ではないこと。
- 6 現在、当社又はそのグループ内会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間当該社員等として当社又はその現在のグループ内会社の監査業務を担当したことがないこと。
- 7 弁護士やコンサルタント等（法人である場合は、その職務を行うべき社員等を含む。）であって、役員報酬以外に当社又はグループ内会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又はグループ内会社を主要な取引先とする法律事務所等の社員等ではないこと。
- 8 当社又はグループ内会社の取締役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、又、最近5年間に於いて当該取締役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という）ではないこと、かつ、その近親者が上記1、2、3、4、6、7と同様の基準に該当しないこと。
- 9 その他、当社的一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

### (附則)

- 1 仮に上記2～8のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。
- 2 本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合、直ちに当社に告知するものとする。
- 3 本基準において「主要な取引先」とは、その者と当社グループとの取引額が直近の事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上である者を意味する。

## 第4号議案 | 取締役に対する株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、52頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を28～29頁に記載の内容に変更することを予定しております。変更後の上記方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2021年6月18日開催の第6期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額総額3億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員

### (3) 信託期間

2023年9月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2023年9月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり600,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、1,800,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2023年5月10日の終値498円を適用した場合、上記の必要資金は、約896百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり600,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は1,800,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、600,000ポイント（うち、取締役分として120,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数600,000株の発行済株式総数432,612,376株（2023年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.14%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

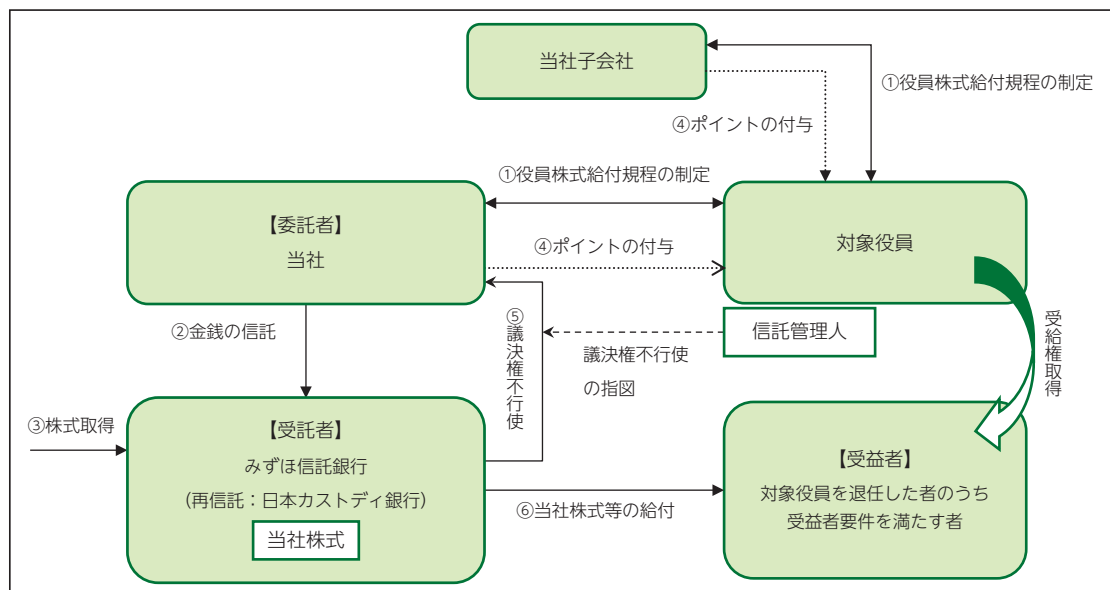
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社及び当社子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社及び当社子会社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして十分に機能するような体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な

水準とすることを基本方針とする。

具体的には、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての決算一時金、中長期的な企業価値向上との連動性のある株式報酬により構成し、それ以外の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

当社の監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会決議で定められた報酬限度額の範囲内で、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役会において決定する。

## 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて総合的に勘案し、決定する。

## 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を決算一時金として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行う。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上と連動性のある報酬構成とするため株式報酬とし、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを毎年、一定の時期に付与、取締役の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式の給付を行う。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、自社株式の給付に代えて、自社株式の時価相当の金銭給付を行う。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬の支給割合は役位を基に役割や責任、業績評価に基づいて設定するが、概ね基本報酬が75%、決算一時金が15%、株式報酬が10%とする。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員以外の取締役の年度報酬は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、監査等委員以外の取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定する。

なお、株式報酬制度は、取締役会で制定する役員株式給付規程に基づき、取締役個人に対する給付株式数を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別報酬額の決定については、「監査等委員会規程」によるものとする。

## <株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主様1名（議決権数300個）からのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な修正及び写真の掲載を省略したことを除き、提案株主様から提出された株主提案書の内容及び理由を原文のまま掲載しております。

当社取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

## 第5号議案 | 監査等委員でない取締役1名選任の件

### 【提案の内容】

- 取締役候補者：前田 朋己（まえだ ともき）（1980年4月30日生）

<会社注記：提案株主様の同意のうえ、候補者写真の掲載を省略しています。>

- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 3月 立命館大学政策科学部卒業  
2003年 4月 フューチャーベンチャーキャピタル(株)入社  
2006年11月 メディスンプラス(株) 社外取締役  
2008年 9月 SBIインベストメント(株)入社  
2011年 4月 兵庫県議会議員4期（現任）  
2018年10月 合同会社カタリスト代表社員（現任）

- 所有する当社株式数  
30,000株

- 取締役候補者とした理由：

候補者はベンチャーキャピタリストとして多くのベンチャー投資、個人投資家として20年の経験を有し、複数の株主提案を行うなど投資家として豊富な知見を有しています。また、県議会議員として12年以上の行政監視、社外取締役の経験からガバナンスに対する多様な見識を有しています。

社外取締役は形式要件だけ備えても意味はありません。会社提案ではなく、株主提案による社外取締役がコーポレートガバナンス強化には必要です。また、投資家視点を持った取締役が時価総額向上には必要です。株価の長期下落を許容し、低い配当性向を維持する現取締役会に不足しているのは株主の代弁者です。株主提案で投資家を社外取締役にするボード3.0の実現で時価総額向上と現取締役陣には株主から選任されている自覚と行動、そしてTSR向上を期待し、提案します。



## <第5号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、以下の理由により、**「本議案に反対」**いたします。

当社は、会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案（第1号議案）において候補者10名（うち2名が社外取締役候補者）の選任を上程しております。また、監査等委員会設置会社として監査等委員である取締役選任議案（第2号議案）において候補者5名（うち3名が社外取締役候補者）の選任を上程しております。

社外取締役候補者5名は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準及び当社における社外役員の独立性判断基準を満たしており、客観性、公平性が担保されていることから、一層のコーポレートガバナンスの機能強化を図る体制を構築できるものと考えております。

また、各取締役候補者は、当社グループの経営における重要な各分野における専門性の高い知見と幅広い業務分野や多様な専門分野での経験を有しており、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るため、その能力を存分に発揮いただける人材であると考えております。

これらのことから、当社といたしましては、会社提案の取締役選任議案に基づく取締役会の体制が、当社グループの中長期的な企業価値の向上、客観性、公平性が担保されたコーポレートガバナンス体制の実現及び監督機能や実務能力の発揮のために最適の体制であると考えており、前田朋己氏を取締役に選任する理由はないと判断しております。

なお、委員の過半数を独立社外取締役により構成している当社の指名・報酬諮問委員会においても、本株主提案に対して反対の意見が表明されています。

よって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

### 1 当社の現況に関する事項

#### (1) 当社グループの事業の経過及び成果等

##### 【当社グループの主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社肥後銀行（以下、「肥後銀行」といいます。）、株式会社鹿児島銀行（以下、「鹿児島銀行」といいます。）、九州FG証券株式会社（以下、「九州FG証券」といいます。）を含む連結子会社19社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信託業務、信用保証業務、金融商品取引業務等の金融サービスに係る業務を行っております。

##### 【金融経済環境】

当年度のわが国経済は、世界的なインフレとそれを抑え込むための欧米の金融引き締め政策への転換で海外景気の回復が鈍化する中、急激な円安などによるエネルギー価格や原材料価格の急騰で物価は上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴う経済活動の再開が本格化し、緩やかに回復しました。個人消費は、観光需要喚起策などの効果もあり、旅行や外食等で持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復しました。一方、輸出入は弱含んだものの、設備投資、生産は持ち直しの動きがみられました。また、企業収益は一部に弱さが残るものの、総じてみれば改善しました。

こうした経済環境のもと、日経平均株価は一時2万5,000円台まで下落したものの、米国の利上げペースの減速観測により米株が堅調に推移したことや国内企業の好決算などから、8月には2万9,000円台を付けるまで回復しました。その後は、金融引き締めの長期化による世界経済の後退懸念や景気後退懸念を受けた金融引き締めの緩和期待の思惑が交錯する中、米国での金融機関破綻による金融不安等もあり、2万5,000円台～2万8,000円台で推移しました。この間円相場は、米国との金利差などから急速な円安が進み、10月21日には32年ぶりに一時1ドル151円台まで急落しましたが、日銀による円買いの為替介入やその後の米国の物価上昇の減速や景気後退懸念から米ドルが売られたことで、1ドル130円台で推移しました。

地元経済におきましては、全国と同様に新型コロナウイルス感染症の影響が和らいだことなどから、個人消費や観光関連が緩やかに持ち直しました。また、物価高騰や海外情勢の影響がみられたものの、電子デバイス関連産業を中心とした設備投資が高水準で推移するなど、全体として緩やかに回復しました。

## 【当社グループの事業の経過及び成果】

当社は、2015年10月1日、肥後銀行と鹿児島銀行（以下、総称して「両行」といいます。）との経営統合に伴い、共同株式移転により設立いたしました。両行の地元を中心とした九州での存在感をさらに発揮できる盤石な経営基盤を確立することで、広域化した新たな地域密着型ビジネスモデルを創造し、地元との信頼関係をさらに強化するとともに経営の効率化を促進し、企業価値を高め、地域価値共創グループとして活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献してまいります。

なお、当社グループは持続可能な成長の実現に向け、

1. 「お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します」
2. 「地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します」
3. 「豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます」

の3つをグループ経営理念として定めております。

また、持続可能な地域社会の実現に向け、自らの存在意義を「私たちは、お客様や地域の皆様とともに、お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を育て、守り、引き継ぐことで、地域の未来を創造していく為に存在しています」と定義いたしました。

この存在意義に基づき、以下に示す10年後のビジョンを定め、そのために3年間ですべきことを、第3次グループ中期経営計画（計画期間：2021年4月1日～2024年3月31日）として策定しました。

### 【第3次グループ中期経営計画の概要】

#### 1. 第3次グループ中期経営計画「改革」

**ビジョン** お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化

<b>名称</b>	第3次グループ中期経営計画「改革」		
<b>期間</b>	3年間(2021年4月～2024年3月)		
<b>基本方針</b>	地域価値共創グループの実現に向けた改革		
<b>基本戦略 戦略の柱</b>		<b>基本戦略</b>	
	<b>事業戦略</b>	地域総合金融機能の深化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新常态における金融コンサルティング力の強化</li> <li>■ 金融機能の高度化による地域産業成長支援</li> </ul>
		地域産業振興機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域との協働による課題解決実践</li> <li>■ 地域商社機能の強化・創造</li> </ul>
	<b>人材戦略</b>	人づくりとエンゲージメント向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 価値共創を実現する人づくり</li> <li>■ 多様性の尊重と働きがいの向上</li> </ul>
	<b>ガバナンス戦略</b>	KFGビジネスモデルの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織構造・収益構造改革</li> <li>■ SDGs・ESGの先駆的取組み</li> </ul>
<b>デジタル戦略</b>	デジタル社会に向けたDX推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな体験・サービスの提供</li> <li>■ プロセス改革による生産性向上</li> </ul>	

### 「地域価値共創グループへの進化」

当社グループは、お客様、地域、当社グループの持続可能性を高めていくため、2030年度を見据えたビジョンとして「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化」を掲げました。

第3次グループ中期経営計画では、10年後を見据えたビジョンをバックキャストすることで、「改革」を通じて成長基盤を固めるとともに、金融サービスのみならず、あらゆる可能性を追求し新たな収益基盤の確立に取り組んでおります。

### 「2030年度において目指す姿～10年後のビジョン～」

現状では収益全体の約10%である地域価値共創事業の比率を、2030年度には九州F G証券やその他グループ会社、及び今後設立する新規事業会社等の収益により、40%まで高めていくことを目指しております。

## 2. グループKPI

指標項目	中計最終年度目標 (2023年度)	2022年度実績
①当期純利益	260億円	246億円
②コア業務純益	380億円	470億円
③お客様向けサービス業務利益※1	170億円	233億円
④役務利益比率※2	14%以上	14.1%
⑤OHR	65%以下	70.3%
⑥株主資本ROE	4%以上	3.9%
⑦自己資本比率	10%以上	10.73%

※1 お客様向けサービス業務利益：貸出金平残×預貸金利鞘+役務収益等利益－経費

※2 役務利益比率：役務等利益÷コア業務粗利益（業務粗利益－国債等債券損益）

第3次グループ中期経営計画の2年目となる2022年度において、当社グループが実施した主な施策は次のとおりです。

### 地域総合金融機能の深化

当社グループは、第3次グループ中期経営計画の基本戦略「地域総合金融機能の深化」において、戦略の柱として「新常態における金融コンサルティング力の強化」「金融機能の高度化による地域産業成長支援」を掲げております。営業態勢の見直しやチャネルの最適化など新常態に対応したコンサルティング力を発揮するとともに、高度な金融ソリューション機能の提供により地域産業の成長支援に取り組むことで、金融機能をさらに深化させてまいります。

#### <新常態における金融コンサルティング力の強化>

（「銀・証・信」連携の強化）

開業5周年を迎えた九州F G証券は、「人生100年時代」、「貯蓄から資産形成へ」と金融資産を取り巻く環境が大きく変化する中で、お客様に寄り添い、お客様の資産形成や資産運用ニーズに対する専門性の高いサービス提供を行っております。また、株式上場を目指すお客様を支援する「IPO支援業務」にも取り組んでおり、資本政策の提案、組織体制・コーポレート・ガバナンス体制の整備運用などの業務を行っております。

併せて、両行と九州F G証券は「中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定」の一環として、肥後銀行、鹿児島銀行、大分銀行、宮崎銀行の共同による投資信託「九州SDGsグローバルバランス」を取り扱っており、ファンドの純資産額に応じて自然災害からの復興や自然環境の保全への寄付を行っております。九州F G証券は、引き続き肥後銀行・鹿児島銀行との連携を強化し、お客様の期待を超えるサービスの提供に努めてまいります。

さらに、高齢化社会の進展を背景に高まる相続・資産承継ニーズに対応するため、九州の地方銀行グループとしては初の取り組みとなる銀行本体での信託業務を2019年4月より開始し、信託契約件数は年々増加しております。

金融資産ニーズに対する最適なサービス提供に向け、肥後銀行では2022年4月にお客様に寄り添った課題解決支援の一層の強化のため、「個人コンサルティング部」を新設するとともに一部店舗を「コンサルティング営業拠点」に転換し、専門スタッフによる資産運用、資産承継（信託）・相続やローンなどに関するご相談を承っております。鹿児島銀行では2021年10月に「金融資産コンサルティング部」を新設し、「形成」・「運用」・「承継」という金融資産ニーズに応じた最適なサービスを本部と営業店が一体となり提供し、お客様のライフプランサポートを強化しております。

2024年1月以降、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化が予定されており、新NISAを活用したお客様の安定的な資産形成支援など、今後も「銀・証・信」が連携し「ためる」・「ふやす」・「のこす」というお客様のライフサイクル・相続などのご要望に応じたサービスをワンストップで提供してまいります。

### <金融機能の高度化による地域産業成長支援>

お取引先の創業期から成長期、安定・成熟期、又は新事業展開などの事業ステージや課題に応じた様々な金融支援を行っております。

肥後銀行では、地域においてSDGs・DXや半導体関連への投資を行う企業を中心に、事業拡大に向けた成長戦略を支援するため、2022年10月に「肥銀地域共創投資事業有限責任組合（愛称：肥銀地域共創ファンド）」を設立いたしました。また、鹿児島銀行では、鹿児島県奄美大島と沖縄県の両地域に支店を有する唯一の地方銀行として、同地域の経済成長、活性化に貢献することを目的に、2022年12月に「奄美沖縄投資事業有限責任組合（愛称：ていださんさんファンド）」を設立いたしました。

今後も、地域企業の課題解決を支援することで地域全体の活性化につなげ、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

### 地域産業振興機能の拡充

当社グループは、第3次グループ中期経営計画の基本戦略「地域産業振興機能の拡充」において、戦略の柱として「地域との協働による課題解決実践」「地域商社機能の強化・創造」を掲げ、産官学を是れはじめとする地域との協働によりプラットフォームを構築し、お客様・地域の課題解決に貢献するとともに、地域商社機能の強化・創造により地域資源・地域ブランドの価値向上に取り組んでまいります。

### <地域との協働による課題解決実践>

（地域デジタルプラットフォームの構築）

地域デジタルプラットフォームの構築による新しいサービス提供の一環として、両行共通のスマートフォンアプリ「Hugmeg（ハグメグ）」の取り扱いを2021年12月に開始いたしました。普通預金口座開設、家計簿機能、目的・目標額・期限を定めた目的別預金等の金融機能に加え、2022年度は熊本・鹿児島・宮崎の観光・特産品等の情報を発信するコンテンツ「地域の魅力発見」や、熊本市のシェアサイクル事業「Charichari（チャリチャリ）」との連携による普及促進等の金融以外の新機能を追加し、デジタルによるお客様への新たな体験やサービスの提供を行っております。

今後も地域のニーズを起点としたサービスを充実させ、地域の課題解決や発展に積極的な取り組みを行ってまいります。

#### (創業・新事業支援への取り組み)

肥後銀行では、2022年4月にお客様の創業・開業を産官学金連携で支援するプラットフォーム「スタートアップ ハブ くまもと」を新設いたしました。金融面だけでなく、店舗選定・器具備品調達・人材採用に至るまで、創業・開業に必要な課題をワンストップで相談・解決できるコンサルティング拠点として、開業から1年間で193件の創業・開業と535人の雇用創出を生み出しております。

また、鹿児島銀行では、「Move Kagoshima Forward (鹿児島を共に前進させる)」をコンセプトに、2022年4月にコワーキングスペース「HITTOBE powered by The Company (ヒットベ パワード バイ ザ・カンパニー)」を新設いたしました。開業以来、会員様のご利用のほか、鹿児島銀行主催以外のイベントも多数行っており、地域経済発展への貢献・新産業の創出と地元企業の活性化を図るとともに、ビジネスコミュニティを醸成し、国内外で活躍できるヒト・企業(モノ・コト)を発信する場となることを目指してまいります。

#### (電子デバイス関連産業への取り組み)

半導体受託生産世界最大手のTSMC(台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー)の熊本県への進出は、熊本県の域内総生産を押し上げ、県内経済に生産や投資、雇用、所得から消費に至るまで大きなインパクトを与えています。

肥後銀行では、2022年1月に設立した半導体プロジェクトチームを2023年4月に「半導体クラスター推進室」に昇格し、機能を強化することで九州における進出企業対策を含む電子デバイス関連産業や周辺開発等への課題解決支援の取り組みを加速させております。また台湾では鹿児島銀行台北駐在員事務所等とともに国内外の半導体産業における情報を多面的に収集・分析を進めており、肥後銀行においても2023年6月に台北駐在員事務所の開設を予定しております。

さらに、肥後銀行と鹿児島銀行は、玉山商業銀行股份有限公司(台湾)と2022年7月に「業務提携に関する覚書」を締結し、地元事業者の海外進出支援等、さらなるソリューションの提供を実現するとともに、地域の持続的な成長を支援してまいります。

今後も市場規模の拡大に対応した設備投資ニーズや、工場建設や周辺開発などの不動産ニーズに対し、きめ細かなソリューションの提供、進出企業を含めた企業集積、サプライチェーン構築に向けた事業者間マッチングなどの取り組みを強化し、グループ総力を挙げて取り組んでまいります。

#### (クラウドファンディング事業会社による取り組み)

当社は共同出資によりクラウドファンディング事業会社「株式会社グローバル・クラウドファンディング」を設立し、2020年5月より事業を開始いたしました。2022年度は、くまもとあか牛のブランド化や価値向上を目指す「エシカルくまもとあか牛ファンド」や、鹿児島ユナイテッドFCとの連携による「海の豊かさを守るプロジェクト」等の様々なプロジェクトを実施いたしました。

今後も地域が有する資源、アイデア等の具現化のため、全国の投資家の「共感する思い」と「資金」を事業者の皆様へ届ける橋渡し役となり、持続可能な地域経済の発展に貢献してまいります。

### <地域商社機能の強化・創造>

人口減少・少子高齢化、急速なデジタル化の進展など、地域の課題が多様化する中、従来の金融の枠組みを超えて地域産業振興にかかる課題解決に主体的に取り組むため、2023年4月に地域商社事業を営む子会社「株式会社九州みらいCreation」を設立いたしました。オムニチャネルで地域事業者と消費者をつなぐ地域デジタルプラットフォームとしての「ECモール」の提供や、ポテンシャルが高い地域の農林水産資源を活用した地域事業者の「海外販路拡大支援」により、従来の金融の枠組みを超えて地域産業振興にかかる課題解決を強化してまいります。

### 人づくりとエンゲージメント向上

当社グループは、次に掲げる「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」に基づき、「地域価値共創グループ」への進化を実現するための多様な人材の育成と、従業員一人ひとりがやりがいや働きがいを実感しながら働ける環境づくりを推進しております。

#### 【人材育成方針】

当社グループは、パーパスにもとづき、私たちの共創ビジョンを実現するため、金融の枠にとどまらない様々なフィールドで貢献できる多様な人材を育成してまいります。

#### 【社内環境整備方針】

当社グループは、人権方針に則り、自由闊達な組織風土のもと、従業員一人ひとりが能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと活躍することができる社内環境を構築してまいります。

### <価値共創を実現する人づくり>

地域総合金融機能の深化のため、2022年度も肥後銀行・鹿児島銀行において業務別、年代別、役職別の各種研修を実施いたしました。

また、地域産業振興機能の拡充とデジタル社会に向けたDX推進のため、「新規事業を探索する人材」、「イノベーションを牽引する人材」、「デジタル人材」の育成に積極的に取り組んでおります。2022年度は、新規事業構想のワークショップ及びDX分野の最先端で活躍する講師陣によるセミナーを開催いたしました。さらに、グループで共通化した自宅学習支援システムについてコンテンツの充実化を進め、従業員の自律的成長を支援しております。

### <多様性の尊重と働きがいの向上>

肥後銀行及び鹿児島銀行は、従業員一人ひとりが描くキャリアパスや生活事情に応じた働き方など、



個人の就労観や価値観が多様化していることに対応し、従業員の「働きがい」、「多様性」、「自律的成長」を実現するため、2023年4月より人事制度を改定いたしました。

具体的には、「総合職」内にコンサルティング業務、デジタル関連業務、市場運用などの特定の専門分野を担う「専門キャリア」を新設するとともに、極めて高度、かつ専門的な業務を担う「プロフェッショナル職」を新設しました。また、転居転勤についても選択制とし、個々のライフイベントなどに応じた柔軟な働き方を可能といたしました。

また、当社グループは、物価上昇等の社会状況への対応並びに従業員のエンゲージメント向上、多様な人材の確保等を目的に、2023年4月より賃金のベースアップを実施しております。

2021年度よりKFGグループの従業員約5,500名を対象に実施しているエンゲージメント調査結果は業界平均対比で良好なスコアでございます。入社5年目までの若年層に対しては別途調査を実施し、のべ180名に対し個別フォローを行うなどきめ細かな対応により離職防止に取り組んでおります。

### K F Gビジネスモデルの確立

当社グループは、グループ一丸となり持続的に価値を創出できる経営態勢を構築するため、組織構造と収益構造の改革を通じたK F Gビジネスモデルの確立に取り組んでまいります。

また、当社グループは、地域に根差した金融機関として、持続可能な地域社会が当社グループの永続的な成長の大前提と考えております。今後も持続可能な地域社会の実現に向けてS D G s ・ E S Gへの先駆的な取り組みを推進してまいります。

### <組織構造・収益構造改革>

当社グループは、地域価値共創グループの実現に向けた改革の一環として、2021年3月に日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度」へ申請し、グループ経営基盤の強化に取り組んでまいりました。店舗体制の見直しや働き方改革による物件費・人件費等のコスト圧縮を進めた結果、2022年度のO H Rは2019年度比で大幅に改善いたしました。引き続き、デジタル投資や成長分野の人員シフト等により中長期的な生産性向上に取り組んでまいります。

### <S D G s ・ E S Gの先駆的取り組み>

(気候変動・自然資本への対応)

当社グループは、気候変動を含む環境問題への対応を重要課題として捉えており、地域社会の脱炭素化を積極的に推進するため、2021年6月にCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を設定いたしました。ガソリン・都市ガス使用等による排出(スコープ1)、電力使用による排出(スコープ2)に加え、当社グループの事業活動による他社の排出量(スコープ3)の一部までを含めた目標となっております。

また、脱炭素社会の実現に貢献するため、2023年3月に「K F Gカーボンニュートラル宣言」を公表

いたしました。当社グループ（K F G及びK F G100%出資子会社）のCO<sub>2</sub>排出量のうち、スコープ1・2について、2030年までにカーボンニュートラル（ネットゼロ）の達成を目指してまいります。スコープ3については、2022年5月に、投融資先のCO<sub>2</sub>排出量の測定と開示の標準化を目指す国際イニシアチブ「P C A F」に、日本の地方銀行として初めて加盟いたしました。投融資先のCO<sub>2</sub>排出量の測定と開示の拡充に取り組むとともに、お取引先のCO<sub>2</sub>排出量削減支援やエンゲージメントに注力してまいります。

当社グループが事業基盤とする中・南九州は、豊かな自然や多くの世界遺産が存在しており、自然資本の維持・保全是、地域の持続性向上に必要な取り組みと考えております。当社グループは、2022年9月に自然関連の財務情報を開示する枠組みの開発・提供を目指すイニシアチブ「T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）フォーラム」に参画いたしました。今後、本枠組みの構築に貢献するとともに、事業を通じた自然資本の維持・保全に貢献してまいります。

#### （S D G s ・ E S Gの取り組みに対する外部評価）

当社グループは、これまでのS D G s ・ E S Gに関する様々な取り組みによって、国際的な外部評価機関F T S Eが定める一定の基準を満たしたことから、F T S Eが選定するインデックスの構成銘柄に選ばれました。

今後も持続可能な地域社会の実現に向けて、グループ一体となってS D G s ・ E S Gの対応に取り組んでまいります。

#### 【構成銘柄として選定されたインデックス※】

- ・FTSE4Good Index Series
- ・FTSE Blossom Japan Index
- ・FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

※ロンドン証券取引所グループの完全子会社であるFTSE Russell社が選定する、環境・社会・ガバナンスについて優れた対応を行っているグローバル企業並びに日本企業のパフォーマンスを測定するために設計されたインデックス

### デジタル社会に向けたDX推進

当社グループは、お客様・地域向けの新たな体験・サービスの提供をはじめとして、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に積極的に取り組んでおります。

#### <新たな体験・サービスの提供>

お客様に向けた新たな体験の提供として、店頭タブレットや通帳アプリの導入など、銀行業務のデジ

タル化を推進しております。

地域におけるキャッシュレスへの取り組みとして、熊本では「くま蒙のICカード」、鹿児島ではキャッシュレス決済アプリ「Payどん」の機能拡大などを継続的に行っております。

なお、鹿児島銀行は、2023年3月に「Payどん」を活用したキャッシュレス事業に鹿児島の地域金融機関である南日本銀行並びに鹿児島相互信用金庫が参加する基本合意書を締結しました。今後は、三行庫が協力していくことにより、キャッシュレスの一段の普及とともに地域内における資金循環を促進し、地域のさらなる経済活性化に取り組んでまいります。

また、当社、肥後銀行、鹿児島銀行、九州デジタルソリューションズのグループ4社ではDX推進の経営ビジョンやDXに関する戦略及び体制等が整っている「DX認定事業者」として経済産業省に認定されました。今後とも、地域のDXにグループ一体となり取り組んでまいります。

経営統合による統合効果の最大化に向けた取り組みも継続して進めております。2022年4月に当社の完全子会社とした九州デジタルソリューションズは、「ICT活用による課題解決支援を通じた地域のDX推進」及び「KFGグループの全社的DX推進」に取り組んでおります。九州全域への事業領域拡大に向けた取り組みの一環として、2022年10月に鹿児島営業所を開設いたしました。

今後とも、グループ一丸となって持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

#### <プロセス改革による生産性向上>

銀行業務における生産性向上への取り組みとして、肥後銀行及び鹿児島銀行では、店頭タブレットを導入しております。お客様が店頭タブレットへ入力いただいた情報を銀行内のシステムに自動連携することにより、これまで行員が実施していたシステムへの入力作業やチェック作業を大幅に削減いたしました。また、あわせてペーパーレス化を進めることにより、生産性が大幅に向上いたしました。

今後も、業務のデジタル化に積極的に取り組み、お客様の利便性の向上とプロセス改革による生産性の向上の両立を推進してまいります。

## 2022年度の決算について

当年度における当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(総預金 (預金及び譲渡性預金))

総預金は、個人預金の増加等により、前年度末比2,341億円増加し10兆3,971億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、公共向け貸出の増加等により、前年度末比6,585億円増加し8兆4,581億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、外国証券の減少等により、前年度末比2,986億円減少し2兆537億円となりました。

(損益状況)

連結経常収益は、資金運用収益の増加等により、前年度比267億38百万円増加し2,143億68百万円となりました。連結経常利益は前年度比109億40百万円増加し355億97百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比80億12百万円増加し246億68百万円となりました。

当年度の期末配当につきましては、1株あたり6円とすることいたしました。

### (ご参考) 当社グループの業績概況

▶ 預金及び譲渡性預金

**10兆3,971億円**

(前年度末比 2,341億円増加)

▶ 貸出金

**8兆4,581億円**

(前年度末比 6,585億円増加)

▶ 経常利益

**355億97百万円**

(前年度比 109億40百万円増加)

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

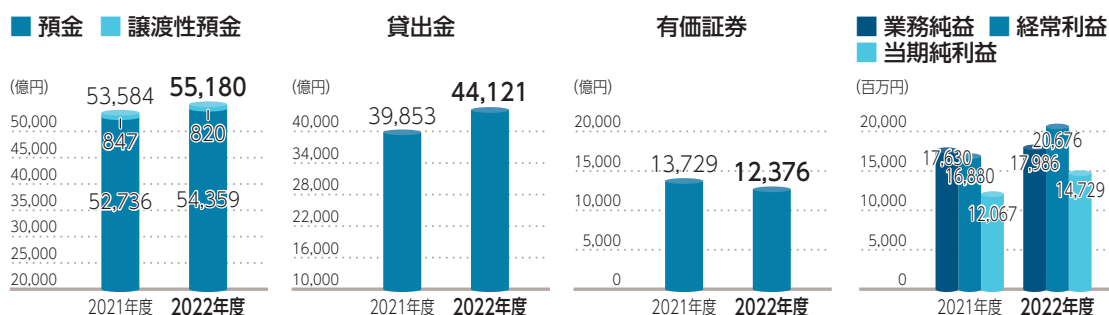
**246億68百万円**

(前年度比 80億12百万円増加)

### (肥後銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が個人及び公共預金の増加等により、前年度末比1,596億円増加し5兆5,180億円、貸出金が公共向け貸出の増加等により、前年度末比4,267億円増加し4兆4,121億円、有価証券が国債の減少等により、前年度末比1,353億円減少し1兆2,376億円となりました。

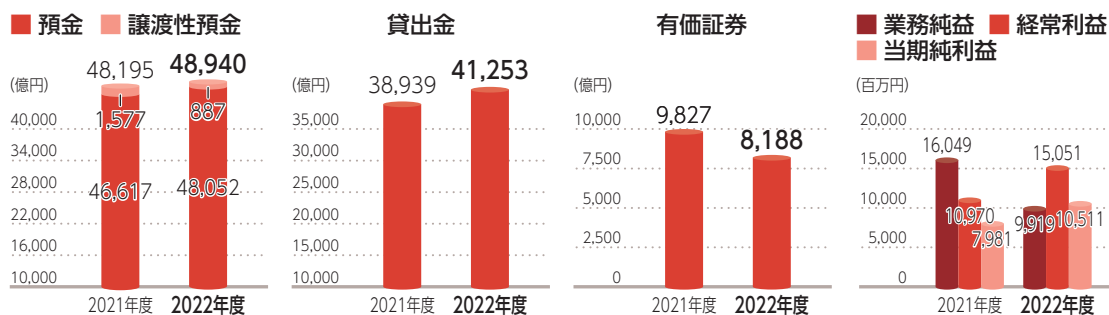
また、業務純益は前年度比3億55百万円増加し179億86百万円、経常利益は前年度比37億96百万円増加し206億76百万円、当期純利益は前年度比26億62百万円増加し147億29百万円となりました。



### (鹿児島銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が個人預金の増加等により、前年度末比745億円増加し4兆8,940億円、貸出金が公共向け貸出の増加等により、前年度末比2,314億円増加し4兆1,253億円、有価証券が外国証券の減少等により、前年度末比1,639億円減少し8,188億円となりました。

また、業務純益は前年度比61億30百万円減少し99億19百万円、経常利益は前年度比40億81百万円増加し150億51百万円、当期純利益は前年度比25億29百万円増加し105億11百万円となりました。



## 【経営環境及び対処すべき課題】

当社グループの地元である中・南九州においては、恒常的に生産年齢人口が首都圏・都市圏へ流出しており、少子高齢化の加速、市場規模の縮小など、構造的な問題を抱えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が和らいだことなどから、足許では個人消費やインバウンド需要が緩やかに持ち直し、企業活動も回復傾向にありますが、物価高騰や海外情勢の影響により、先行きは不透明な状況も想定されます。

さらに、中・南九州は自然災害が多い地域であることから、防災・減災の観点から、地域の強靱化のための一翼を担う必要があります。

金融業界においては、先行き不透明な金利環境、地政学リスクの増大に伴う市場運用環境の不確実性の高まり、他の金融機関等との競合などに加え、デジタル技術革新による社会環境やお客様の行動の変化への対応も求められております。このような経営環境の中、当社グループは、「私たちは、お客様や地域の皆様とともに、お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を育て、守り、引き継ぐことで、地域の未来を創造していく為に存在しています。」という自らの存在意義に基づき、地域特性に即した持続可能な地域社会の実現に貢献していくことが、当社グループとしての役割であり使命であると認識しております。

第3次グループ中期経営計画「改革」において、地域価値共創グループへの進化に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。株主の皆様方には、今後とも当社グループに対するなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## (2) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

### イ. 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	172,140	180,896	187,630	214,368
経常利益	27,033	21,682	24,656	35,597
親会社株主に帰属する当期純利益	18,261	15,012	16,655	24,668
包括利益	△20,805	68,705	△2,545	△14,029
純資産額	619,754	683,152	671,480	652,248
総資産	11,079,796	12,204,020	14,169,219	13,181,457

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	7,386	8,992	9,533	9,711
受取配当金	5,418	7,078	7,072	7,435
銀行業を営む子会社	5,418	7,078	7,072	7,435
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	5,440	7,066	6,981	7,228
1株当たり当期純利益	円 銭 12 12	円 銭 16 06	円 銭 15 95	円 銭 16 70
総資産	459,129	462,775	469,020	468,174
銀行業を営む子会社株式等	447,458	447,444	447,444	447,443
その他の子会社株式等	3,000	3,014	3,014	3,014

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 当社グループの使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	3,968人	104人	503人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

### (4) 当社グループの主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業

#### 株式会社肥後銀行

#### ① 営業所等

	当年度末	
	店	うち出張所 ( )
熊本県	111	( 4)
鹿児島県	1	( - )
宮崎県	1	( - )
福岡県	6	( 1)
大分県	1	( - )
長崎県	1	( - )
東京都	1	( - )
大阪府	1	( - )
合 計	123	( 5)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所、店舗外現金自動設備を146か所設置しております。

#### ② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

#### ③ 株式会社肥後銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。



## 株式会社鹿児島銀行

### ① 営業所等

	当年度末	
	店	うち出張所 ( )
鹿児島県	118	( 18)
熊本県	1	( - )
宮崎県	9	( - )
福岡県	1	( - )
沖縄県	2	( - )
東京都	1	( - )
大阪府	1	( - )
合 計	133	( 18)

(注) 上記のほか、当年度末において代理店を18か所、駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を367か所設置しております。

### ② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

### ③ 株式会社鹿児島銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
かざん代理店株式会社	鹿児島市泉町3番3号	-

## ロ. リース業及びその他の事業

### 株式会社九州フィナンシャルグループ

営業所等	所在地
本社ビル	熊本県熊本市
福岡ビル	福岡県福岡市

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

## (5) 当社グループの設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	6,788	148	879	7,815

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(新設等)

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社肥後銀行	勘定系システム連携タブレット端末導入	774
		基幹系システム開発維持保守	254
		事務集中システムサーバ更改	247
		顧客管理システム更改	235
	株式会社鹿児島銀行	志布志支店新築	219

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度において重要な設備の処分及び除却はありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町 1番地	銀行業	百万円 18,128	% 100.0
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6番6号	銀行業	百万円 18,130	% 100.0
九州F G証券株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	金融商品取引業務	百万円 3,000	% 100.0
九州デジタルソリューションズ 株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	D Xソリューション及び収納 代行サービス	百万円 20	% 100.0
九州会計サービス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	連結子会社の経理・決算業務 及び連結決算業務	百万円 20	% 100.0
肥銀リース株式会社	熊本市中央区国府 1丁目20番1号	リース業務・貸付業務	百万円 50	% (100.0)
J R九州F Gリース株式会社	福岡市博多区博多駅前 2丁目19番22号	リース業務・貸付業務	百万円 400	% (90.0)
鹿児島リース株式会社	鹿児島市泉町3番3号	リース業務・貸付業務	百万円 66	% (100.0)
肥銀カード株式会社	熊本市中央区上通町 10番1号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	百万円 100	% (95.7)
九州みらいインベストメンツ 株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	投資助言業	百万円 300	% (100.0)
肥銀キャピタル株式会社	熊本市中央区下通 1丁目9番9号	有価証券の取得・保有・ 売却業務及び企業診断業務	百万円 100	% (50.0)
肥銀ビジネスサポート株式会社	熊本市北区大窪 1丁目1番26号	文書等の整理集配送 及び物品管理業務	百万円 30	% (100.0)
肥銀ビジネス教育株式会社	熊本市中央区練兵町 1番地	教育・研修業務	百万円 30	% (100.0)
肥銀オフィスビジネス株式会社	熊本市西区二本木 5丁目1番8号	事務受託業務 有料職業紹介業務	百万円 20	% (100.0)
株式会社鹿児島カード	鹿児島市泉町3番3号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	百万円 50	% (100.0)
鹿児島保証サービス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	信用保証業務	百万円 20	% (100.0)
株式会社九州経済研究所	鹿児島市泉町3番3号	金融・経済の調査・研究 経営相談業務等	百万円 20	% (100.0)
かざんオフィスビジネス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	担保評価業務及び 労働者派遣業務等	百万円 30	% (100.0)
かざん代理店株式会社	鹿児島市泉町3番3号	銀行代理業務	百万円 50	% (100.0)

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は間接議決権比率であります。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。  
4. 当社が有する九州デジタルソリューションズ株式会社の議決権比率は、2022年4月1日付で間接保有100.0%から直接保有100.0%へ変更しております。  
5. 2022年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社肥後銀行にて「九州みらいインベストメンツ株式会社」を設立しております。

## **重要な業務提携の概況**

該当事項はありません。

## **(7) 主要な借入先**

該当事項はありません。

## **(8) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

## **(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(2022年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松山 澄寛	取締役会長	株式会社鹿児島銀行 取締役頭取	—
笠原 慶久	取締役社長	株式会社肥後銀行 取締役頭取	—
江藤 英一	取締役専務執行役員 (経営企画部、広報・IR部、 人事・総務部)	九州FG証券株式会社 取締役 九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 九州会計サービス株式会社 取締役	—
赤塚 典久	取締役専務執行役員 (事業戦略部、デジタルイノベーシ ョン部)	九州FG証券株式会社 取締役 九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役	—
田中 博幸	取締役常務執行役員 (監査部)	株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員 株式会社鹿児島銀行 取締役常務執行役員	—
岩立 康也	取締役常務執行役員 (CR統括部)	株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員	—
甲斐 隆博	取締役	株式会社肥後銀行 取締役会長	—
上村 基宏	取締役	株式会社鹿児島銀行 取締役会長	—
渡辺 捷昭	取締役 (社外取締役)	住友電気工業株式会社 取締役	—
根本 祐二	取締役 (社外取締役)	東洋大学 教授	—
田辺 雄一	取締役 (監査等委員) (常勤)	株式会社肥後銀行 取締役 (監査等委員) 九州デジタルソリューションズ株式会社 監査役	—
北ノ園 雅英	取締役 (監査等委員) (非常勤)	株式会社鹿児島銀行 取締役 (監査等委員) 九州会計サービス株式会社 監査役	—
関口 憲一	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	明治安田生命保険相互会社 名誉顧問 ヒューリック株式会社 監査役	—
田中 克郎	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	TMI 総合法律事務所 代表パートナー弁護士	—
田島 優子	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	さわやか法律事務所 パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役	—

- (注) 1. 取締役の渡辺捷昭氏、根本祐二氏、関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、上場している証券取引所に届け出ております。
2. 江藤英一氏及び赤塚典久氏は、2023年4月3日付で株式会社九州みらいCreation取締役に就任しております。
3. 田中博幸氏は、2023年4月1日付で当社の常務執行役員及び株式会社肥後銀行取締役常務執行役員並びに株式会社鹿児島銀行取締役常務執行役員を退任しております。
4. 岩立康也氏は、2023年4月1日付で当社の常務執行役員を退任しております。
5. 北ノ園雅英氏は、2023年4月3日付で株式会社九州みらいCreation監査役に就任しております。

6. 北ノ園雅英氏は、株式会社鹿児島銀行において、審査部企業サポート室長、執行役員医薬支援部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、金融実務に精通している者が、重要な会議等への出席及び会計監査人や内部監査部門との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

## **(2) 会社役員に対する報酬等**

### **①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）以外の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2015年12月18日の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

- ・ 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、経営の意思決定機能及び監督機能を十分に発揮できる体系とし、一定部分は、委嘱を受けた分野又は部門の業績貢献度合いに応じたものとする。
- ・ 各監査等委員以外の取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、前項に定める体系に従い、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。

監査等委員以外の取締役の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、監査等委員以外の取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### **②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社監査等委員以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役は年額総額3億円以内（うち社外の監査等委員以外の取締役分3,600万円以内）、監査等委員である取締役は年額総額1億2,000万円以内にて決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は10名（うち社外の監査等委員以外の取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は5名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査等委員である取締役であり、その権限の内容及び裁量の範囲等については以下のとおりです。

- ・ 監査等委員以外の取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

なお、当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長笠原慶久が監査等委員以外の取締役、執行役員の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限は、各監査等委員以外の取締役、執行役員の基本報酬及び各監査等委員以外の取締役、執行役員の担当業務の実績に基づいた決算一時金（業績連動報酬）の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社の業績を全体的に把握しかつ各監査等委員以外の取締役、執行役員の評価を実施するのは代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう監査等委員以外の取締役、執行役員の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ取締役会にて毎年度決定し、監査等委員以外の取締役、執行役員の個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定するとの措置を講じております。

### ④取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	10人	193	150	42	—
取締役 (監査等委員)	5人	36	36	—	—
計	15人	229	186	42	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 2022年6月17日開催の第7期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役はおりません。  
3. 取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬はございません。  
4. 当社の業績連動報酬は連結当期純利益額の水準に応じて報酬枠を決定しております。当事業年度における連結当期純利益額は45ページ(2)イ 当社グループの財産及び損益の状況の「親会社株主に帰属する当期純利益」に記載のとおりです。

## ⑤業績連動報酬等に関する事項

当事業年度における当社の役員報酬等は「基本報酬（固定報酬）」と「決算一時金（業績連動報酬）」としております。代表取締役、常務執行役員以上の取締役、専任の取締役は「基本報酬（固定報酬）」及び「決算一時金（業績連動報酬）」、監査等委員である取締役、その他の監査等委員以外の取締役は「基本報酬（固定報酬）」のみの構成とすることを2021年6月開催の取締役会にて決議しております。

また、役員報酬に占める「決算一時金（業績連動報酬）」の支給割合及び「決算一時金（業績連動報酬）」の支給基準は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ取締役会で決定することとし、当事業年度に決定した内容は以下のとおりです。

- A. 「基本報酬（固定報酬）」と「決算一時金（業績連動報酬）」の支給割合は、「基本報酬（固定報酬）」75：「決算一時金（業績連動報酬）」25とする。
- B. 「決算一時金（業績連動報酬）」の支給基準は、当社グループの経営全般を反映した指標である連結当期純利益を評価指標とし、以下の報酬枠テーブルに応じて支給する。

連結当期純利益額	報酬枠
320億円以上	120百万円
280億円以上320億円未満	110百万円
240億円以上280億円未満	100百万円
200億円以上240億円未満	90百万円
160億円以上200億円未満	80百万円
120億円以上160億円未満	70百万円
80億円以上120億円未満	60百万円
80億円未満	—

なお、執行役員の報酬等は、「基本報酬（固定報酬）」及び「決算一時金（業績連動報酬）」とし、「決算一時金（業績連動報酬）」対象者及び支給基準については取締役会にて定めることとしております。

## ⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。



### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
渡辺 捷 昭 (社外取締役)	会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
根 本 祐 二 (社外取締役)	
関 口 憲 一 (社外取締役 (監査等委員))	
田 中 克 郎 (社外取締役 (監査等委員))	
田 島 優 子 (社外取締役 (監査等委員))	

### (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

#### ①役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役、執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2023年6月1日付で更新予定です。

#### ②役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(2022年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
渡辺 捷 昭 (取締役)	住友電気工業株式会社 取締役
根 本 祐 二 (取締役)	東洋大学 教授
関 口 憲 一 (取締役(監査等委員))	明治安田生命保険相互会社 名誉顧問 ヒューリック株式会社 監査役 明治安田生命保険相互会社は当社の大株主であります。
田 中 克 郎 (取締役(監査等委員))	TMI 総合法律事務所 代表パートナー弁護士
田 島 優 子 (取締役(監査等委員))	さわやか法律事務所 パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役

(注) 当社と上記社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
渡辺 捷昭 (取締役)	7年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席	大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。
根本 祐二 (取締役)	4年10か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席	大学教授として地域政策に携わっており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、大学教授としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
関口 憲一 (取締役(監査等委員))	7年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中11回出席 当事業年度に開催した監査等委員 会13回中12回出席	大手金融機関の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。
田中 克郎 (取締役(監査等委員))	7年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査等委員 会13回中13回出席	弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
田島 優子 (取締役(監査等委員))	7年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中11回出席 当事業年度に開催した監査等委員 会13回中13回出席	検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	36	-

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当社の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 1,000,000千株  
発行済株式の総数 463,375千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 23,053名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	48,057千株	11.10%
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936	4.83
明治安田生命保険相互会社	18,568	4.29
九州フィナンシャルグループ従業員持株会	15,939	3.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,502	3.58
株式会社福岡銀行	12,620	2.91
宝興業株式会社	9,088	2.10
岩崎産業株式会社	7,616	1.76
株式会社宮崎銀行	6,212	1.43
日本生命保険相互会社	5,889	1.36

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式を30,763千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5 当社の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 増村 正之 指定有限責任社員 平木 達也 指定有限責任社員 窪田 真	34	(報酬等について監査等委員会が同意した理由) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、監査品質及び監査報酬額の算出根拠などについて、当監査等委員会で検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は152百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

### <業務の適正を確保するための内容の概要>

経営の基本方針であるグループ経営理念の趣旨に則り、当社グループの業務の適正を確保するための体制構築を経営の最重要課題の一つとして位置付け、以下の11項目で構成する「内部統制に関する基本方針」を定めております。

### (1) 当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス統括部署としてのC R 統括部とグループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を協議するための委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備しております。
- ③ 当社は、当社グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。
- ④ 当社は、当社グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。
- ⑤ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関する通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社及びグループ内会社の法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。

## (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。
- ② 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのC R統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。
- ③ 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。
- ④ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。

## (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営執行会議、各種委員会を設置し、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。

## **(5) 当社並びにグループ内会社から成る当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制**

- ① 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ内会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。
- ② 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。
- ③ 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し「組織規程」に基づき、グループ内会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。
- ④ 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制体制を整備しております。
- ⑤ 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

## **(6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査等委員会室に配置しております。



**(7) 前項の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下に置くものとしております。
- ② 当社は、「監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人に関する規則」を定め、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員会及び監査等委員に意見を求め、これを尊重するものとしております。

**(8) 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」を制定し、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- ② 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査等委員会に報告を行うとともに、監査等委員会から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告を行っております。
- ③ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等が発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査等委員会に直接報告することができる体制を整備しております。また、CR統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査等委員会に報告しております。

**(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

**(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、「取締役会規程」、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営執行会議・各種委員会等に参加し、意見を述べることができます。
- ② 監査等委員以外の取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査等委員と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。
- ③ 当社又はグループ内会社の監査部は、監査結果について監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査等委員会室と適切に連携し、監査等委員会監査が実効的に行われる体制を確保しております。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

### (1) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月又は必要に応じ随時開催しております。当事業年度は12回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会から委任された事項及びグループ経営に関する重要な事項を審議するグループ経営執行会議を22回開催し、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を確保しております。

### (2) コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンスの統括部署としてC R 統括部を設置し、C R 統括部担当役員が、当社グループのコンプライアンスに係る事項を統括するとともに、コンプライアンス・顧客保護等委員会を3か月ごとに開催し、当社グループのコンプライアンス管理の状況、反社会的勢力に対する管理状況等について報告・協議を行い、コンプライアンス体制の整備・充実を図っております。

また、当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社及びグループ内会社が連携し、リスク管理の強化に取り組んでおります。リスク管理の統括部署としてC R 統括部を設置し、C R 統括部担当役員が、当社グループのリスク管理に係る事項を統括するとともに、リスク管理委員会を3か月ごとに開催し、当社グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの状況等について報告・協議を行い、当社グループにおけるリスクを適切にコントロールする体制を構築しております。

### (3) 内部監査の実施

当社では、内部監査計画に基づき、監査部が内部管理態勢の適切性・有効性について検証し、問題点の改善提言を行っております。また、当社グループの内部監査結果を通じて把握した問題点は、グループ経営執行会議、取締役会に報告を行っております。

### (4) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員である取締役は、取締役会及び重要な会議等への出席、業務執行に関する重要な書類の閲覧、取締役、執行役員及びその他使用人からの報告又は説明等を通じて、監査の実効性の確保を図っております。また、当事業年度は監査等委員会を13回開催し、監査に関する重要な事項について決議、協議、報告を行っております。

## ＜ご参考＞コーポレート・ガバナンスの状況

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ経営理念を定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

なお、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

### (2) 企業統治の体制の概要

企業統治システムに関する以下の基本的な考え方のもと、当社は、取締役15名（うち社外取締役5名）にて組織する取締役会において中長期的な経営戦略の議論をますます充実等させるべく、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るうえで適切であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。



## 9 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町1番地	249,011百万円	468,174百万円
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町6番6号	198,431百万円	

## 10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を高め、利益成長を通じた安定的な配当を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、定款の定めにより、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

## 12 その他

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 第8期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,227,327	預金	10,229,181
買入金銭債権	14,422	譲渡性預金	167,930
特定取引資産	14	売現先勘定	137,867
金銭の信託	16,560	債券貸借取引受入担保金	565,109
有価証券	2,053,709	特定取引負債	7
貸出金	8,458,177	借入金	1,238,664
外国為替	24,542	外国為替	261
リース債権及びリース投資資産	65,373	信託勘定借	14,266
その他資産	206,008	その他負債	131,470
有形固定資産	109,285	退職給付に係る負債	2,004
建物	49,484	睡眠預金払戻損失引当金	1,039
土地	48,095	偶発損失引当金	681
建設仮勘定	46	特別法上の引当金	0
その他の有形固定資産	11,659	繰延税金負債	32
無形固定資産	14,633	再評価に係る繰延税金負債	3,759
ソフトウェア	14,373	支払承諾	36,932
その他の無形固定資産	259	負債の部合計	12,529,209
退職給付に係る資産	14,515	(純資産の部)	
繰延税金資産	14,155	資本金	36,000
支払承諾見返	36,932	資本剰余金	200,471
貸倒引当金	△74,199	利益剰余金	418,908
資産の部合計	13,181,457	自己株式	△13,771
		株主資本合計	641,608
		その他有価証券評価差額金	△47,047
		繰延ヘッジ損益	50,474
		土地再評価差額金	6,229
		退職給付に係る調整累計額	358
		その他の包括利益累計額合計	10,014
		非支配株主持分	624
		純資産の部合計	652,248
		負債及び純資産の部合計	13,181,457

## 第8期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>214,368</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>111,508</b>	
貸出金利息	74,512	
有価証券利息配当金	34,313	
コールローン利息及び買入手形利息	25	
預け金利息	1	
その他の受入利息	2,655	
<b>信託報酬</b>	<b>151</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>25,355</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>742</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>64,947</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>11,664</b>	
償却債権取立益	23	
その他の経常収益	11,641	
<b>経常費用</b>		<b>178,771</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>14,615</b>	
預金利息	862	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△86	
売現先利息	2,668	
債券貸借取引支払利息	9,152	
借入金利息	1,712	
その他の支払利息	288	
<b>役務取引等費用</b>	<b>8,727</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>77,246</b>	
<b>営業経費</b>	<b>72,084</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>6,097</b>	
貸倒引当金繰入額	841	
その他の経常費用	5,255	
<b>経常利益</b>		<b>35,597</b>
<b>特別利益</b>		<b>29</b>
固定資産処分益	29	
<b>特別損失</b>		<b>225</b>
固定資産処分損	194	
減損損失	31	
その他の特別損失	0	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>35,400</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>8,595</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>2,062</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>10,658</b>
<b>当期純利益</b>		<b>24,742</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>73</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>24,668</b>



## 第8期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで) **連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	36,000	200,471	399,352	△13,771	622,052
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,191		△5,191
親会社株主に帰属する当期純利益			24,668		24,668
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			78		78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	19,555	△0	19,555
当 期 末 残 高	36,000	200,471	418,908	△13,771	641,608

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	22,732	19,326	6,308	497	48,865	562	671,480
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△5,191
親会社株主に帰属する当期純利益							24,668
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△69,780	31,147	△78	△138	△38,850	62	△38,788
当 期 変 動 額 合 計	△69,780	31,147	△78	△138	△38,850	62	△19,232
当 期 末 残 高	△47,047	50,474	6,229	358	10,014	624	652,248

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 19社
- 株式会社肥後銀行
  - 株式会社鹿児島銀行
  - 九州F G証券株式会社
  - 九州デジタルソリューションズ株式会社
  - 九州会計サービス株式会社
  - 肥銀リース株式会社
  - J R九州F Gリース株式会社
  - 鹿児島リース株式会社
  - 肥銀カード株式会社
  - 九州みらいインベストメンツ株式会社
  - 肥銀キャピタル株式会社
  - 肥銀ビジネスサポート株式会社
  - 肥銀ビジネス教育株式会社
  - 肥銀オフィスビジネス株式会社
  - 株式会社鹿児島カード
  - 鹿児島保証サービス株式会社
  - 株式会社九州経済研究所
  - かぎんオフィスビジネス株式会社
  - かぎん代理店株式会社

#### (連結の範囲の変更)

九州みらいインベストメンツ株式会社は、2022年4月1日に新規設立し、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 4社  
 肥後3号地域活性化投資事業有限責任組合  
 肥後6次産業化投資事業有限責任組合  
 肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合  
 肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、「肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合」については、当連結会計年度に設立いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
 該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等  
 該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社  
 肥後3号地域活性化投資事業有限責任組合  
 肥後6次産業化投資事業有限責任組合  
 肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合  
 肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合

- ④ 持分法非適用の関連法人等 7社  
 肥後・鹿児島地域活性化投資事業有限責任組合  
 KFGアグリ投資事業有限責任組合  
 熊本復興応援投資事業有限責任組合  
 熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合  
 肥銀ブリッジ投資事業有限責任組合  
 肥銀地域企業応援投資事業有限責任組合  
 肥銀地域共創投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、「肥銀地域共創投資事業有限責任組合」については、当連結会計年度に設立いたしました。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 19社

## 会計方針に関する事項

### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

銀行業及び金融商品取引業を営む連結される子会社の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 8年～50年

その他： 2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。要管理先債権のうちと信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先債権のうち、一定額以上の大口債務者の債権については債務者ごとに担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額と、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もって算出した回収可能額との差額を貸倒引当金として計上しております。上記以外の破綻懸念先債権については要管理先債権と同様の方法により貸倒引当金を算出しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結される子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結される子会社の退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法又は定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジ、及びキャッシュ・フローを固定する目的で行うヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

## 重要な会計上の見積り

### 1. 貸倒引当金の見積り

#### (1) 連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 74,199百万円

#### (2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 見積り金額の算出方法

当社グループの貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

##### ② 見積り金額の算出に用いた仮定

貸倒引当金は、債務者の現時点の財務内容や債務返済能力等を総合的に勘案し債務者区分を決定しており、過去の貸倒実績率を基礎に算定した予想損失率や合理的に見積もられたキャッシュ・フローに基づき算出しております。

なお、これらの仮定に加え、経済活動への新型コロナウイルス感染症の影響は、当連結会計年度末以降も残るものと想定し、当社グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。このような状況下、当社グループは見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映しております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記②に記載した債務者区分の決定、予想損失率及びキャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実であり、今後の経済活動における新型コロナウイルス感染症の影響が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。



## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 (連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 7,536百万円

2. 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に15,432百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債 (その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募 (金融商品取引法第2条第3項) によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券 (使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。) であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	16,075百万円
危険債権額	87,386百万円
三月以上延滞債権額	8百万円
貸出条件緩和債権額	46,307百万円
合計額	149,776百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,266百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日) に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,300百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,281,280百万円
貸出金	942,135百万円
リース債権及びリース投資資産	648百万円
担保資産に対応する債務	
預金	76,604百万円
売現先勘定	137,867百万円
債券貸借取引受入担保金	565,109百万円
借入金	1,219,501百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産55,727百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金808百万円及び金融商品等差入担保金438百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,612,716百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,542,288百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社肥後銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,836百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 77,052百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,855百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は47,882百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益9,278百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,076百万円を含んでおります。
3. 「営業経費」には、給与・賞与手当等39,257百万円、減価償却費8,798百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	463,375	—	—	463,375	
自己株式					
普通株式	30,762	0	0	30,763	(注)

(注) 当連結会計年度における自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	2,595百万円	6.0円	2022年 3月31日	2022年 6月1日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	2,595百万円	6.0円	2022年 9月30日	2022年 12月1日
合計		5,191百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	2,595百万円	利益剰余金	6.0円	2023年 3月31日	2023年 6月1日

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、個人や法人等の預金者から受け入れた預金や短期金融市場から調達した資金などをもとに、資金の貸出や有価証券運用などを行う銀行業を中心に、証券業務、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

保有する金融資産及び金融負債は金利変動や価格変動などを伴うため、不利な影響が生じないよう、オフバランス取引を含むグループ全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

###### ① 金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、最も大きなウェイトを占めるのは貸出金であり、主として国内法人及び個人に対するものです。貸出金は信用リスクに晒されており、取引先の信用状況が悪化し、債務の支払いが不能となった場合、貸倒等の損失を被る可能性があります。また、固定金利の貸出金については、市場リスクに晒されており、市場金利の変動により時価が変動する可能性があります。

次に大きなウェイトを占めるのが有価証券であり、国内債券に加え、株式や海外債券、投資信託等を保有しております。保有する有価証券は、市場リスクに晒されており、金利や株価、為替等のリスク・ファクターの変動により、時価が変動し損失を被る可能性があります。加えて、流動性の低下により時価が下落する流動性リスクにも晒されております。また、債券や株式など一部の有価証券については信用リスクに晒されており、発行体の信用状況が悪化した場合には、減損等の損失を被る可能性があります。

## ② 金融負債

当社グループの金融負債のうち預金等及び市場性の資金調達については、流動性リスクに晒されており、当社グループの信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる可能性に加え、不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。なお、当社の一部のグループ会社については、借入金により資金調達を行っており、同様に流動性リスクに晒されております。

また、固定金利の調達については、市場リスクに晒されており、市場金利の変動により時価が変動する可能性があります。

## ③ デリバティブ

当社グループが行っているデリバティブ取引には、金利スワップ取引や為替・通貨スワップ取引等があります。リスク・ヘッジを目的とした取引については、繰延ヘッジや特例処理等によるヘッジ会計を適用しており、時価の変動比率や契約内容を基に、ヘッジの有効性を評価しています。デリバティブ取引についても、取引先の信用状況が悪化し、契約が履行されない信用リスクや、リスク・ファクターの変動に伴う市場リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① リスク管理の基本方針

当社グループでは、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理の徹底に関する組織・体制の強化を図っております。各種リスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に対応してリスクを適切に管理することにより、当社グループの健全性の維持・向上と経営基盤の確立を図っております。

### ② 統合リスク管理

当社グループでは、各種リスクを一元的に把握・合算し、全体のリスク量が経営体力に対して大きすぎないかを管理するため統合リスク管理を行っております。また、自己資本の範囲内で各種リスクに対する備えとしてリスク資本を配賦する態勢を導入し、経営の健全性確保と収益性・効率性の向上に努めております。

#### A 信用リスク

当社グループでは、貸出金の審査・管理部門は営業推進部門と分離し、相互牽制機能による厳格な審査・管理を行うとともに、与信ポートフォリオについても、特定の地域、業種、企業、グループ等への与信集中の管理を適切に行っております。

また、取引先の信用度合いの正確な把握と信用リスク管理の精緻化を目的に「信用格付制度」を導入し、融資方針や貸出金利の決定に有効に活用しております。自己査定については監査する独立の部署を設け、営業店・審査部門への相互牽制機能をもたせることにより自己査定の正確性向上を図っております。

#### B 市場リスク

当社グループでは、的確な市場リスクコントロールによる安定的な収益の確保を図るため、VaR（バリュー・アット・リスク（一定の保有期間及び特定の確率の範囲内で想定される最大損失額））等の手法によりリスクを把握したうえで、ALM委員会等において、金利予測や収益計画に基づき、リスク・テイクやリスク・ヘッジの方針等を決定しております。

当社グループにおいて、金利リスクの影響を受ける金融商品には、預金・貸出金・債券・金利関連デリバティブ取引等があり、価格変動リスクの影響を受ける金融商品には、債券・株式・株式投資信託・株式関連デリバティブ取引等があります。当社グループでは、これらの金融商品について株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行がそれぞれにおいて市場リスク量を算定し管理しております。

株式会社肥後銀行は主にヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日～6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）によるVaRを計測しており、2023年3月31日現在では、金利リスクに係るVaRが214億円、価格変動リスクに係るVaRが263億円となっております。

また、株式会社鹿児島銀行では、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）によるVaRを計測しており、2023年3月31日現在では、金利リスクに係るVaRが159億円、価格変動リスクに係るVaRが230億円となっております。

なお、VaRの値についてはバックテスト等による検証を定期的を実施しておりますが、過去の市場の変動を基に一定の発生確率を前提として計測しているため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。また、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品や、一部のグループ会社の金融商品につきましては定量的分析を実施しておりません。

#### C 流動性リスク

当社グループでは、流動性リスクに対応するため資金繰りに関する管理部署を定め、日次、週次、月次にて資金繰り状況を把握・分析し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。また、不測の事態に備え資金繰り逼迫度に応じて、各々の局面において迅速な対応が行えるよう、対応策や報告連絡体制を定めております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産 売買目的有価証券	6	6	-
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*4)	46,082 1,971,780	45,768 1,971,780	△314 -
(3) 貸出金 貸倒引当金(*1)	8,458,177 △70,447		
	8,387,729	8,375,709	△12,020
資 産 計	10,405,599	10,393,265	△12,334
(1) 預 金	10,229,181	10,229,291	110
(2) 譲 渡 性 預 金	167,930	167,936	5
(3) 借 用 金	1,238,664	1,238,597	△67
負 債 計	11,635,777	11,635,825	48
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	1,640	1,640	-
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	65,538	65,538	-
デリバティブ取引計	67,179	67,179	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(\*3) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(\*4) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式 等 (*1) (*2)	6,989
組 合 出 資 金 等 (*3)	28,856

(\*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	－	6	－	6
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	325,585	311,694	－	637,279
社債	－	441,276	17,561	458,838
株式	135,293	4,108	－	139,402
その他	306,357	416,169	1,443	723,970
デリバティブ取引				
金利関連	－	74,771	－	74,771
通貨関連	－	6,373	－	6,373
資産計	767,236	1,254,400	19,004	2,040,642
デリバティブ取引				
金利関連	－	2,464	－	2,464
通貨関連	－	11,500	－	11,500
負債計	－	13,965	－	13,965

（\*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,286百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は10,003百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却及び償 還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
その他 (第 24-3 項の取 扱いを適用し た投資信託)	8,062	△208	223	△6,000	—	—	2,286	—
その他 (第 24-9 項の取 扱いを適用し た投資信託)	7,959	—	236	1,807	—	—	10,003	—

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」の「国債等債券売却損」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれており  
ます。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から払戻まで数か月を要するもの	2,286

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	15,210	－	－	15,210
社債	－	109	30,448	30,557
貸出金	－	－	8,375,709	8,375,709
資産計	15,210	109	8,406,157	8,421,478
預金	－	10,229,291	－	10,229,291
譲渡性預金	－	167,936	－	167,936
借入金	－	1,238,597	－	1,238,597
負債計	－	11,635,825	－	11,635,825

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、TIBOR、国債利回り、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、

期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッドを加味した利率等で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び連結される子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
その他有価証券				
社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.101%－ 0.753%	0.530%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	13,297	－	△7	4,271	－	－	17,561	－
その他	4,828	△0	330	△3,715	－	－	1,443	△0

(\*1) 連結損益計算書の「その他経常費用」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは信用スプレッドであります。このインプットの著しい上昇（低下）はそれら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	0

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 (百 万 円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	1,816	1,840	24
	地 方 債	—	—	—
	社 債	16,066	16,144	78
	そ の 他	—	—	—
	小 計	17,882	17,984	102
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	13,717	13,370	△347
	地 方 債	—	—	—
	社 債	14,482	14,413	△68
	そ の 他	—	—	—
	小 計	28,200	27,783	△416
合 計		46,082	45,768	△314

### 3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 (百 万 円)	取 得 原 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	124,068	72,819	51,248
	債 券	233,822	229,534	4,287
	国 債	65,192	62,934	2,258
	地 方 債	63,789	62,423	1,366
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	104,839	104,176	663
	そ の 他	149,473	138,357	11,115
	うち外国証券	80,076	73,410	6,665
	小 計	507,363	440,711	66,652
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	15,334	18,056	△2,722
	債 券	862,295	906,772	△44,476
	国 債	260,392	286,225	△25,833
	地 方 債	247,904	259,977	△12,072
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	353,998	360,569	△6,570
	そ の 他	586,787	674,927	△88,140
	うち外国証券	404,473	473,440	△68,966
	小 計	1,464,416	1,599,757	△135,340
合 計	1,971,780	2,040,468	△68,688	

(注) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額35,846百万円）については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。



4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)  
 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券  
 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	50,481	6,944	1,094
債券	234,791	5,107	7,243
国債	217,266	5,104	7,109
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	17,525	3	133
その他の	470,784	19,951	33,170
うち外国証券	388,249	17,486	32,102
合計	756,057	32,003	41,508

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、179百万円（株式38百万円、その他140百万円）であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理しております。

### （金銭の信託関係）

#### 1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	9,960	0

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	6,600	6,600	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	9,747	－	9,747	－	9,747
為替業務	6,235	－	6,235	－	6,235
証券関連業務	973	－	973	1,397	2,371
その他業務	6,509	13	6,523	15	6,538
信託報酬					
信託関連業務	151	－	151	－	151
その他経常収益					
その他業務	707	22	729	145	874
顧客との契約から生じる経常収益	24,324	35	24,360	1,558	25,918
上記以外の経常収益	147,873	37,518	185,392	5,702	191,095
外部顧客に対する経常収益	172,198	37,554	209,753	7,261	217,014

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、証券業務、クレジットカード業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,506円25銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 57円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

# 計算書類

## 第8期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,403</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,202</b>
現金及び預金	2,755	短期借入金	2,700
未取還付法人税等	1,509	1年内返済予定の長期借入金	190
前払費用	44	未払費用	55
その他	93	未払配当金	42
<b>固定資産</b>	<b>463,771</b>	未払法人税等	12
<b>有形固定資産</b>	<b>12,675</b>	未払消費税等	193
建物	10,729	その他	8
器具及び備品	365	<b>固定負債</b>	<b>14,287</b>
土地	1,580	長期借入金	14,045
リース資産	0	リース債務	1
<b>無形固定資産</b>	<b>579</b>	その他	241
ソフトウェア	579	<b>負債の部合計</b>	<b>17,489</b>
ソフトウェア仮勘定	0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>450,516</b>	<b>株主資本</b>	<b>450,685</b>
投資有価証券	56	<b>資本金</b>	<b>36,000</b>
関係会社株式	450,458	<b>資本剰余金</b>	<b>415,051</b>
その他	1	資本準備金	9,000
<b>資産の部合計</b>	<b>468,174</b>	その他資本剰余金	406,051
		<b>利益剰余金</b>	<b>13,405</b>
		その他利益剰余金	13,405
		繰越利益剰余金	13,405
		<b>自己株式</b>	<b>△13,771</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>450,685</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>468,174</b>

## 第8期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで) **損益計算書**

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>9,711</b>
関係会社受取配当金	7,435
関係会社受入手数料	2,276
<b>営業費用</b>	<b>2,937</b>
販売費及び一般管理費	2,937
<b>営業利益</b>	<b>6,774</b>
<b>営業外収益</b>	<b>532</b>
受取利息	0
受取賃貸料	513
雑収入	18
<b>営業外費用</b>	<b>72</b>
支払利息	72
雑損失	0
<b>経常利益</b>	<b>7,234</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>7,234</b>
法人税、住民税及び事業税	5
<b>法人税等合計</b>	<b>5</b>
<b>当期純利益</b>	<b>7,228</b>

## 第8期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで) **株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	36,000	9,000	406,051	415,051
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0
当 期 末 残 高	36,000	9,000	406,051	415,051

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	11,368	11,368	△13,771	448,648	448,648
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△5,191	△5,191		△5,191	△5,191
当 期 純 利 益	7,228	7,228		7,228	7,228
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	2,037	2,037	△0	2,036	2,036
当 期 末 残 高	13,405	13,405	△13,771	450,685	450,685

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	8年～38年
器具及び備品		4年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,234百万円
2. 関係会社に対する金銭債権 預金	2,749百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期借入金	2,700百万円
1年内返済予定の長期借入金	190百万円
長期借入金	14,045百万円
リース債務	1百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

関係会社受取配当金 7,435百万円

関係会社受入手数料 2,276百万円

販売費及び一般管理費 1,114百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 0百万円

受取賃貸料 513百万円

雑収入 0百万円

支払利息 72百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	30,762	0	0	30,763	(注)
合計	30,762	0	0	30,763	

(注) 当事業年度における自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増請求による減少であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

繰越欠損金 145百万円

繰延資産 2百万円

一括償却資産 0百万円

その他 7百万円

繰延税金資産小計 155百万円

評価性引当額 △155百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

繰延税金負債合計 ー百万円

繰延税金資産の純額 ー百万円



(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等  
該当ありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 肥後銀行	熊本市 中央区	18,128	銀行業	所有直接 100%	経営管理・ 役員の兼 任、出向者 の受入	資金の借入(注1)	8,968	短期借入金 1年内 返済予定の 長期借入金	1,350 95 7,022
							借入金利息の支払(注1)	35	—	—
							経営管理料 の受取(注2)	1,181	—	—
							配当金の受取	3,696	—	—
	出向者人件費 の支払(注3)	482	—	—						
	株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市	18,130	銀行業	所有直接 100%	経営管理・ 役員の兼 任、出向者 の受入	資金の借入(注1)	8,968	短期借入金 1年内 返済予定の 長期借入金	1,350 95 7,022
							借入金利息の支払(注1)	35	—	—
							経営管理料 の受取(注2)	1,094	—	—
配当金の受取							3,738	—	—	
出向者人件費 の支払(注3)	445	—	—							

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。また、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

3. 出向者人件費は、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。

3. 兄弟会社等  
該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等  
該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1,041円77銭

1 株当たりの当期純利益金額 16円70銭

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社九州フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村正之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平木達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪田真

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九州フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社九州フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村正之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平木達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪田真

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社九州フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 田 辺 雄 一  
非常勤監査等委員 北ノ園 雅 英  
社外監査等委員 関 口 憲 一  
社外監査等委員 田 中 克 郎  
社外監査等委員 田 島 優 子

注1. 監査等委員 関口憲一、田中克郎及び田島優子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 九州フィナンシャルグループのSDGs実現への取り組み

九州フィナンシャルグループは、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みを推進してまいります。

### ■ KFGカーボンニュートラル宣言

当社グループの温室効果ガス排出量のうち、

**スコープ1・2\*について、2030年度までにカーボンニュートラル達成**

対象範囲：KFG及びKFG100%出資子会社

\* スコープ1：燃料消費を通じた直接排出  
スコープ2：電気・熱など使用による間接排出

当社グループのカーボンニュートラルを目指すとともに、地域とお客様の脱炭素化への支援を促進し、『持続可能な地域社会の実現』に貢献してまいります。

### ■ SDGsコンサルティング

#### ◆ 肥後銀行

2020年4月よりSDGsコンサルティング業務を開始し、これまで多くのお客様に利用いただいております。今後もコンサルティングを通して、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

	(単位：件)	2020年度	2021年度	2022年度
SDGs関連コンサルティング実施件数		29	100	83
熊本県SDGs登録制度支援件数		(2021年度開始)	83	79

#### ◆ 鹿児島銀行

2022年1月より「かざんSDGs宣言書作成支援サービス」の取り扱いを開始いたしました。お客様のSDGs取り組み状況を把握・分析し、SDGs達成に向けた課題に対し、様々なソリューションメニューで多面的に支援してまいります。

	(単位：件)	2021年度	2022年度
かざんSDGs宣言書作成支援サービス		68	333

### ■ CDPへの回答

2022年度にCDP（※）からの気候変動質問書に回答し、以下の評価を受けました。引き続き情報開示を進めてまいります。

気候変動質問書2022 スコア

B



※ 2000年に発足した英国の非政府組織。世界主要企業等の環境活動に関する情報を収集・分析・評価し、これらの結果を開始している。環境行動に関する世界最大級のデータが集積されており、環境情報開示のグローバルスタンダード。

## ■ インデックスファンドへの採用

当社グループは、これまでのSDGs・ESGに関する様々な取り組みについて、国際的な外部評価機関FTSEから高い評価を受け一定の基準を満たしたため、FTSEが選定するインデックス（※）の構成銘柄に選ばれました。

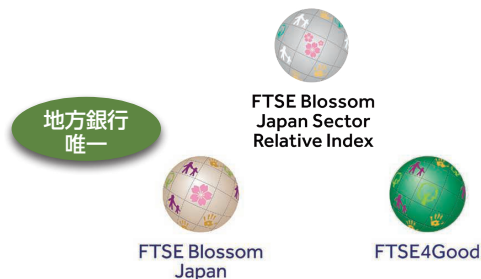
### 【採用Index】

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

FTSE4Good Index Series

FTSE Blossom Japan Index

【FTSE Blossom Japan Index】は日本の地銀で唯一採用



※ 株式や債券などのインデックスの開発・管理などの投資判断ツールを世界規模で展開する、ロンドン証券取引所グループの完全子会社であるFTSE Russell社が選定するインデックス。

これらのインデックスはグローバルインデックスプロバイダーであるFTSE Russellが作成し、環境・社会・ガバナンス（ESG）について優れた対応を行っているグローバル企業並びに日本企業のパフォーマンスを測定するために設計されたものです。これらのインデックスはサステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されます。

## ■ PCAFへの加盟

当社グループは、2022年5月に日本の地方銀行では初めて国際イニシアティブ「Partnership for Carbon Accounting Financials」（※以下PCAF）に加盟いたしました。

今後、PCAFが保有する知見やデータベースを活用し、投融資先のCO<sub>2</sub>排出量の測定と開示の拡充に取り組むとともに、PCAFに加盟する金融機関との連携を通じて、お取引先のCO<sub>2</sub>排出量削減支援やエンゲージメントに注力してまいります。



※ Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)

投融資先のGHG排出量の測定・開示を標準化することを目的として、2015年にオランダの金融機関によって設立され、2019年に全世界で開始された国際的なイニシアティブ。

## ■ 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) フォーラムへ参画

当社グループの取り組みや事業活動が自然資本に及ぼす影響について、定量的な評価や情報開示を行うため、その情報開示の枠組みの策定を支援するTNFDフォーラムへ参画いたしました。(2022年8月)



## 中継会場ご案内図

### 中継会場に ご来場の 株主様へ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場（熊本）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできません。あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

### 会場

#### 鹿児島銀行 本店別館ビル 3階大ホール

鹿児島県鹿児島市泉町3番3号〔TEL：099-225-3111（代表）〕

### 交通

#### ■鹿児島中央駅東口より（約10分）

バス各社 「鹿児島中央駅」⇒「金生町」下車 徒歩1分

鹿児島市電「鹿児島中央駅」⇒「いづろ通」下車 徒歩2分

#### ■鹿児島空港より（約65分）

空港リムジンバス（鹿児島市内行き）所要時間約55分、「天文館」下車 徒歩10分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。





# 定時株主総会 会場ご案内図

## 会場

### 肥後銀行 本店 2階大会議室

熊本県熊本市中央区練兵町1番地〔TEL 096-325-2111 (代表) 〕

## 交通

#### ■熊本駅より (約10分)

熊本市電 (路面電車) 「熊本駅前」⇒「辛島町」下車 徒歩すぐ

バス各社 (桜町バスターミナル経由乗車) 「熊本駅前」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

#### ■熊本空港より (約50分)

空港リムジンバス 「熊本空港」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。